

# 第 170 回宮城県都市計画審議会議事録

日 時：平成 26 年 2 月 6 日（木）

午後 1 時 30 分

場 所：県庁行政庁舎 4 階 特別会議室

## 次 第

### 1 開 会

### 2 報 告

第 169 回宮城県都市計画審議会議案の処理について

### 3 議案審議（5 件）

議案第 2299 号 石巻広域都市計画道路の変更について

議案第 2300 号 気仙沼都市計画道路の変更について

議案第 2301 号 志津川都市計画道路の変更について

議案第 2302 号 特殊建築物の敷地の位置について

議案第 2303 号 仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部地区被災市街地復興土地区画整理事業  
の事業計画に対する意見書について

### 4 閉 会

## 第170回宮城県都市計画審議会出席委員

### ○ 委 員

牛 尾 陽 子	公益財団法人東北活性化研究センターフェロー
大 山 弘 子	日本ビオトープ管理士会理事
木 下 淑 恵	東北学院大学法学部教授
桑 原 雅 夫	東北大学大学院情報科学研究科教授
高 橋 克 子	宮城県医師会常任理事
森 杉 壽 芳	日本大学総合科学研究所教授
佐々木 康 雄	農林水産省東北農政局長（代理）
長谷川 伸 一	国土交通省東北運輸局長（代理）
小 池 剛	国土交通省東北地方整備局長（代理）
横 内 泉	宮城県警察本部長（代理）
奥 山 恵美子	宮城県市長会会長（代理）
鈴木 勝 雄	宮城県町村会会長
内 海 太	宮城県議会議員
川 嶋 保 美	宮城県議会議員
佐々木 征 治	宮城県議会議員
下 山 孝 雄	宮城県町村議会議長会会長（代理）

（以上16名，敬称略）

## 1 開 会

○事務局（楨総括） ただいまから第 170 回宮城県都市計画審議会を開催いたします。

### （1）会議の成立

○事務局（楨総括） 議事に入ります前に、本日の会議の定足数でございますが、現時点におきまして、代理出席の方を含め、16 名の委員の御出席をいただいております。定足数の 10 名を超えておりますので、都市計画審議会条例第 5 条第 2 項の規定により、会議が有効に成立していることを御報告申し上げます。

なお、代理出席の方のお名前につきましては、お配りしております座席図に記載しておりますので、御参照願います。

### （2）傍聴人への注意等

○事務局（楨総括） 次に、傍聴される方々をお願いいたします。会議の傍聴に当たりましては、お手元に注意事項をお配りしておりますので、守っていただきますようお願い申し上げます。

### （3）マイクの説明

○事務局（楨総括） また、委員の皆様におかれましては、御発言の際は、マイクをお渡しいたしますので、恐縮でございますが、挙手をいただきますようお願い申し上げます。

### （4）議長に進行引き継ぎ

○事務局（楨総括） それでは審議をお願いいたしますが、会議の議長は、条例第 5 条第 1 項の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、森杉会長、よろしく願います。

### （5）議事録署名人の指名

○森杉議長 それでは、只今から会議を開きます。

本日の審議会の議事録署名人を指名させていただきます。牛尾陽子委員と川嶋保美委員をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

## 2 前回議案の処理報告

○森杉議長 次に、第 169 回の審議会における議案の処理状況につきまして、事務局から報告をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、前回議案の処理状況につきまして御説明いたします。お手元の「議案書」の 3 ページを御覧ください。

前回、第 169 回の審議会におきまして、議案第 2297 号「仙塩広域都市計画事業七ヶ浜菖蒲田地

区被災市街地復興土地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」他1件を審議いただきました。表の下にありますとおり、平成25年12月24日に、知事から意見書提出者及び七ヶ浜町に対し、意見を不採択とした旨を通知しております。また、これを受けまして、同年12月25日に知事はそれぞれの土地区画整理事業の設計の概要を認可してございます。

以上であります。

○森杉議長 ありがとうございます。以上の報告に関しまして御質問ございませんか。

○森杉議長 よろしゅうございますね。

○内海委員 はい、議長。

○森杉議長 どうぞ。

○内海委員 閑上の区画整理事業について、この審議会でこれまでずっと議論してまいりましたので。最近の新聞報道によれば、人口推計の基礎的な部分が違っていたというようなことがあって、そのことについて、民意の調達をするという私達の建議や附帯意見にしたがって、計画について民意の動向を把握するための仕事をやってもらって、私達は不採択として望んだのは、少しでも早く閑上の区画整理をして、現地に移りたい人の希望も叶えると。同時に、建議や附帯意見にしたのは、東部道路の西側に行きたいという人達の希望も叶えることにしたと。そういう経過から賛成多数で不採択となったんですけど、その後の状況を見ますと、私達が苦渋の決断をして促進を促す、そういうことをしたことが、現実にはそうならなくて、どんどん事業そのものが遅れていっていることに、新聞報道を見て非常に心配をしている。このままこの事業が推進できるんだろうかということについて非常に疑問を持つので、これは県の方でも建議を活かし、附帯意見を市当局が活かすということになるんでしょうから、それらの状況をどのように把握して、今後どういうふうに対処していきたいか、県の方から聞きたいというふうに思います。よろしくお願ひします。

○森杉議長 はい、わかりました。それでは、よろしゅうございますか。せっかくですので、よろしくお願ひいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） 昨年10月でございますが、閑上地区につきましては、当審議会の方で御審議いただきました。その時は、意見書については不採択ということで、事業がスタートしたわけでありまして。今般、1月だったかと思いますが、新聞報道等で人口フレームの算定に誤集計があったというような報道がされたわけでありまして。この報道に対しまして、県といたしましては、市に事実関係を確認しております。市からも、新聞等にはコメントがあったかと思ひますけれども、やはり、「231世帯について誤集計があった」という回答を得たわけでありまして。市からは、意向調査の段階で既に地区外に移転した方々なんですけど、「地区外に既に移転した」と回

答した、その 250 世帯あるわけですけれども、仮設住宅の入居者名簿に掲載されていたために、「無効回答」として扱いまして、一定割合を、当時都計審でも御説明申し上げましたけれども、「現地再建」に追加集計したということでもあります。照合に使用しました仮設住宅の入居者名簿によりますと、既に退去していたり、あるいは自立再建済みの世帯も含まれていたことが判明したわけでございます。再度確認した結果、その 250 世帯のうち 231 世帯は既に移転していたということでもあります。それが誤集計であったということでもあります。再集計した人口フレームでいきますと、当初 2,400 人ということであったわけなんです、2,150 人程度の人口フレームになるということでもあります。これにつきましては、復興庁も重く受け止めておりまして、きつく「今後こういうことのないように」という指導があったところでありまして、市といたしましては、今年 4 月を目処に最終の意向確認調査を行うというふうにしております。今、個々にそれぞれの意向を聞いているというような状況でございます。場合によっては、この意向で現地再建の人数がまた減る場合においては、事業計画の変更もあり得るかと思っておりますが、まずは、市としては、住民の方々の最終の意向確認をしているというような状況であります。県といたしましては、この意向確認調査におきまして、その過程におきましても、また今後におきましても、本都計審からいただきました建議あるいは附帯意見、その中の適切な民意調達ということがなされるように、今後とも市に対しまして指導助言をしっかりと行ってまいりたいというふうに思っております。以上であります。

○森杉議長 はい。どうぞ。

○内海委員 今回の答弁は新聞等でも記載されておりますから、そのくらいの知識は、私は持っております。この関上の都市計画については、これまで相当の議論をしまいにしました。その折りにも、居住する人数の数え方は過大でないのか、それから、西側に行きたいという人達についても過少の数字でないか、意図的にこういう数字にしたんでないかという疑問を、私達何人かが述べておりますが、そのことが数字の集計の間違いだということに済まされるのならば、これは大問題だと言わざるを得ません。もちろん、あの時の意見書の審議の時の議題は、この区画整理の是非でなくて、西側に行きたい人の希望をどう叶えてやるのかということが前提だったので、そのことについては、先ほども申し上げたように苦渋の選択で私は不採択というふうにしたんですが、それはなぜか。先ほど来何回も言っているように、これまでずっと遅れてきた期間を、「早く住みたい」、「土地を買ってほしい」という人達も相当いる、数多くいる人達の期待に応えたいという、その 1 点で私達は不採択に、私自身はそういうふうにしてきたんですが、これでは民意の調達、また半年もかけて、4 か月もかけてやると。その間のこの 6 か月のロスというものも大変なことではないのか。最初からマンツーマンでやるべきことをやってきていなかった、このことも指摘しましたが、これなんですね。区画整理には、どこの地区でも問題はなしとはしませんけれども、私の住んでる気仙沼市では、2 回ぐらいマンツーマンで、希望するのか、希望しないのか、住むのか、住まないのか、1 対 1 で。その場合、どういうふうに、防災集団移転に行くのか、公営住宅に行くのか、自分で再建するのかという個々の問題まで、丁寧に丁寧にやってきている。そういう事実があるんですね。このことで、非常に私はこの名取市の進め方、結局、最初から住

民の意思を無視して、名取市の再建を最優先にした、ありきだったことが今日このようなことになっているんじゃないかと、そういうふうに思って、私達の都市計画審議会としての責任も、強く私自身は考えてます。もし、この人数が減っていくようであれば、また改めて区画整理事業のやり直しをするということになるんですか。その点について、県の考え方についてお伺いします。

○森杉議長 どうぞ。

○事務局（櫻井都市計画課長） 区画整理の事業につきましては、前々回の都計審でお示した事業計画で県は認可いたしました。先ほど私が申し上げたのは、今、最終的な住民の意向確認を行っていると聞いております。その過程の中で、例えば面積の変更でありますとか、区域の変更でありますとか、また彼らは区域の外に、ほど近いところに住みたいという話も出ておりますので、そういう方々の意見を聞いているというふうに伺っております。その中で、私が「変更もあり得る」と言ったのは、現地再建の方々の人数が減れば、当然面積が減ることにもなりますので、事業計画の変更があるかもしれないということを申し上げました。その確認のために、名取市としては、誤集計があったんですが、再度、しっかりと民意調達をしているというふうに伺っております。

○森杉議長 よろしゅうございますか、皆様方。

はい、ありがとうございました。それでは、報告は以上で終わります。次は議案審議に入ります。

### 3 議案審議

○森杉議長 本日の審議案件ですが、議案第 2299 号から第 2303 号までの 5 件です。

議事を始める前に、報道機関の方々をお願いします。議事整理の都合上、テレビ・カメラ等による撮影は、最後の案件ですが、議案第 2303 号の冒頭説明までとさせていただきます。冒頭説明後は、撮影を止めていただきますようお願いします。

#### 議案第 2299 号 石巻広域都市計画道路の変更について

○森杉議長 それでは、議案第 2299 号「石巻広域都市計画道路の変更について」を議題とします。事務局からの議案の説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、議案第 2299 号「石巻広域都市計画道路の変更について」を御説明申し上げます。

「議案書」の 5 ページをお開き願います。表の上、「1」にありますとおり、都市計画道路「3・3・5 号河南川尻線」ほか 2 路線を変更いたしまして、表の下の「2」にあるとおり、都市計画道

路「3・5・21号立町東線」を廃止するものであります。ゴシック体で強調している箇所が変更点であります。

都市計画道路「3・3・5号河南川尻線」につきましては、次に説明いたします「3・5・19号運河内海橋線」との交差の構造を平面交差から立体交差に変更いたしまして、区域の一部を変更いたします。また、湊町地区において、幅員を20 mから17.5 mに変更、これらに伴いまして延長を約11,810 mから約11,890 mに変更いたします。また、これまで車線数が定められておりませんでしたので、この変更に伴いまして4車線と定めることとしてございます。

都市計画道路「3・5・19号運河内海橋線」につきましては、只今説明いたしました「河南川尻線」との交差の構造を平面交差から立体交差に変更いたしまして、終点位置及び区域の一部を変更するものでありまして、これに伴い延長を3,240 mから3,370 mに変更いたします。また、旧北上川の渡河箇所において、幅員を15 mから14.5 mに変更いたします。こちらも車線数が定められておりませんでしたので、2車線と定めるものであります。

都市計画道路「3・5・24号不動沢稲井線」につきましては、区域の一部を変更するものでございまして、車線数を2車線と決定するものであります。

都市計画道路「3・5・21号立町東線」は、先ほど説明いたしました「運河内海橋線」とルートが重複することとなりますことから、廃止するものであります。

変更の理由であります。東北地方太平洋沖地震及びその後に発生した津波等によりまして甚大な被害を受けました石巻市中心市街地におきまして、平成23年12月に石巻市が策定いたしました「石巻市震災復興基本計画」に基づく「災害に強い道路交通ネットワークの構築」を目指しまして、併せて同計画の土地利用方針と整合を図るため、都市計画道路を変更するものであります。

「議案書」の6ページをお開き願います。こちらは石巻広域都市計画のうち、石巻市市街地の図面となっております。図面左側が東松島市方面、右方向が女川町方向となっております。石巻市街地の真ん中を旧北上川が北から南に流れておりまして、図面下側が石巻港、石巻漁港となっております。図面右下の凡例にありますとおり、ピンク色が現在の都市計画決定されている区域、赤色が追加する区域を表しておりまして、黄色が廃止する区域となります。また、青の点線で囲んでいる箇所が今回の変更箇所となっております。

「河南川尻線」は、図面左上のしらさぎ台ニュータウン及び須江工業団地辺りの、「石巻市須江山崎前」を起点といたしまして、石巻市の中心市街地の石巻駅の北側を通り、石巻大橋で旧北上川を渡りまして、旧北上川左岸の堤防沿いを南下して、石巻漁港周辺の「石巻市鹿妻南四丁目」に至る路線となっております。

「運河内海橋線」につきましては、図面中央の旧北上川から南西に流れます北北上運河沿いの蛇田駅南側の「石巻市大街道北四丁目」を起点といたしまして、石巻市中心市街地を東西に通過し、旧北上川を中瀬の内海橋で渡る路線となっております。今回、旧北上川の渡河位置を北側すなわち上流側に変更し、「石巻市八幡町一丁目」に至る路線となっております。

「不動沢稲井線」は、旧北上川の石巻大橋左岸、「石巻市不動町二丁目」を起点とし、旧北上川の左岸側を北上いたしまして「石巻市井内字二番」に至る路線となっております。

「立町東線」につきましては、石巻市中心市街地の旧北上川右岸の路線となっておりますが、今回「運河内海橋線」を北側に変更しまして、ほぼ現在の「立町東線」と重なるために、これを

廃止するものであります。

ここで、「参考資料」の方でございますが、その1ページをお開き願いたいと思います。

こちらの図面でございますが、東日本大震災復興特別区域法に基づきまして、石巻市と県で共同作成・公表しております「石巻市復興整備計画」の土地利用構想図であります。また、右下の復興イメージの断面図につきましては、石巻市の資料からの抜粋であります。こちらにつきましては、これまで何度か本都市計画審議会で説明してございますので簡単に概略を申し上げます。

まず、右下の断面図の方をご覧ください。図面の左手側が海側となりますが、石巻市では、津波の第1堤防として防潮堤、第2堤防として高盛土道路を整備することとしております。

土地利用構想図の方を御覧ください。ここで、海岸線沿いの青いライン、これが高盛土道路であります。昨年1月に都市計画決定をいたしました「門脇流留線」等となっております。また、ピンク色で着色しているラインが避難路・輸送路となっております。このうち、道路の整備として赤の四角囲いで旗上げをしておりますけれども、今回の対象路線の「河南川尻線」、「運河内海橋線」、「不動沢稲井線」となっております。

次に、同じく「参考資料」の2ページをお開き願います。こちらは、先ほど御覧いただきました「議案書」6ページの図面の青い四角囲いのうち、No.1のアップ図面となります。図面の右上から旧北上川に沿って右下に「くの字」で通るのが「河南川尻線」、図面左から旧北上川を渡河いたしましたして、旧北上川左岸まで通っておりますのが「運河内海橋線」となっております。凡例は右上にありますとおり、ピンク色が現在の都市計画決定されている区域、赤色が追加する区域を表してございまして、黄色が廃止する区域であります。

「河南川尻線」につきましては、変更前の「運河内海橋線」、黄色いラインの西内海橋、東内海橋を通る路線であります。これと平面交差であったものを、E-E断面の旗上げのちょっと上の箇所、で、「河南川尻線」が下、新たな「運河内海橋線」が上となる立体交差に変更いたします。

「運河内海橋線」は、廃止前の「立町東線」の起点で黄色で「石巻市立町一丁目」と旗上げのある箇所から黄色のラインを通りまして、西内海橋、東内海橋を通過して、旧北上川左岸の「石巻市湊字田町」に至る路線であったものを、旧北上川の渡河位置を北側に変更して、旧北上川の左岸で「河南川尻線」の上を立体交差いたしましたして、「石巻市八幡町一丁目」に至る路線に変更するものであります。また、交差点1から東側について、幅員をA-A断面の15mから、橋梁部であるために停車帯を縮小いたしましたして、B-B断面のとおり14.5mに変更するものであります。なお、交差点1、2につきましては、「参考資料」5ページと6ページに詳細図を載せておりますので、御確認いただきたいと思います。

同じく「参考資料」の3ページをお開きください。こちらは、「議案書」6ページの図面の青い四角囲いのうち、No.2のアップ図面となっております。ピンクで着色しているのが「河南川尻線」であります。A-A断面図のとおり、交通量の見直しによりまして、既決定が4車線、幅員20mであったものを2車線、17.5mに変更いたします。また交差点3～5につきましては、「参考資料」7～9ページに詳細図を載せてございますので、御確認をいただきたいと思います。

「参考資料」の方の4ページをお開きください。こちらは「議案書」6ページの図面の青い四角囲いのうち、No.3のアップ図面であります。旧北上川に沿ってピンク色で着色してございます

のが「不動沢稲井線」、A-A断面図のとおり、旧北上川の堤防計画が固まったことから、新たに堤防の上を兼用道路となります都市計画道路として活用することといたしまして、位置を変更するものであります。

以上で議案第2299号の説明を終わります。なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○森杉議長 それでは、皆様方から御意見、御質問をいただきたいと思います。それから、同時に審議もお願いしたいと思います。

○森杉議長 御質問ありませんか。どうぞ。

○佐々木（征）委員 佐々木でございます。非常に大事な、今回の議案かなと思って見ておりましたけれども、特に、都市計画決定を行うに当たっては、各市町村の意見が非常に重要になってくるというふうに理解をいたしておりますけれども、石巻都市計画について、そのような地元からの意見書みたいなものは既にあがっているのかどうか、まず、確認をさせていただきたいと思っております。

○森杉議長 よろしく。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい。基本的に都市計画決定の決め方でありまして、それぞれの市町村が都市計画の原案を策定いたしまして、それに基づいてそれぞれの市町村がお持ちになっております審議会で審議されて、計画が反映されるということになってございます。現在、分権法が始まりまして、そのほとんどの権限が市町村に移譲されているところでございます。今回、計画決定されております道路につきましては、まだ権限が移譲されておられません国・県道等の変更につきましては、県が引き続き受け持つということになってございまして、その部分の変更であります。この部分の変更案につきましても、当然、市町の計画案に沿った形で、市町が原案を策定して、それに基づいて我々が計画決定をしているということでありまして、とりもなおさず今回の場合は、復旧・復興に資する道路でございますので、いま御説明しましたとおり、市の復興計画あるいは避難計画に合わせる形で計画決定をしていくということでありまして、以上であります。

○森杉議長 どうぞ。

○佐々木（征）委員 その経過の中で、本来であれば、地域住民というか受益者というか、石巻市民の意見の集約みたいなのがあって、あるいは説明会みたいなのがあって、公聴会を開いて、そして意見を聴取して、県の方にあがってくるというふうに理解をするんでありますけれども、その辺のとりまとめを行った経緯はあるんですか。

○森杉議長 どうぞ。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい。今、委員御指摘のとおり、説明会も含めてそれぞれの市町、あるいは今回の場合は県道でございますので、県も説明会に入りまして、今回の場合は説明会を昨年の12月5日ではありますが、説明会をさせていただきました。その時は100名近い方々が参加いただきまして説明をしたところであります。それも地域ごとにすべてやってございます。また、こういった都市計画決定をする場合には、意見書を吸い上げるために縦覧行為を行います。その中でいろいろな御意見を賜るということになりまして、今回の場合もその手続に沿いまして、各市それから我々も含めて縦覧手続を行って、意見の集約を行ったということでございます。今回の場合は、縦覧をした結果、意見書は出なかったということでありまして、説明会の方も「逆にいつ、どのような形でできるのか」というようなところも関心があったようでございますので、総じて住民の方々はこの整備に関して関心があったというふうに理解してございます。

○森杉議長 はい。

○佐々木（征）委員 特別に地元からそういう意見がなかったということであれば、ほぼ地元の理解を得られているというふうに理解をいたしますので、私はこれで質問を終わります。

○森杉議長 ありがとうございます。他にどうぞ。

よろしゅうございますか。

技術的な問題点もどうもなさそうに思いますので、あるとすれば、街の中に川から入っていく道路で渋滞が起きないようにという感じかなと思いますが、幅員もそんなに広くないですから、大丈夫だろうと思いますが。

よろしゅうございますか、皆様。御承認いただけますか。

それでは、改めて、この原案のとおり承認することに御異議ございませんね。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 はい、ありがとうございます。それでは、御異議ないものと認め、本案件につきましては、原案のとおり承認することに決定いたします。

#### 議案第2300号 気仙沼都市計画道路の変更について

○森杉議長 次の議案にまいります。議案第2300号「気仙沼都市計画道路の変更について」を議題といたします。事務局からの説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） 次に、議案第2300号「気仙沼都市計画道路の変更」につきまして

御説明申し上げます。

「議案書」の8ページを御覧いただきたいと思います。都市計画道路「3・5・12号釜の前魚市場線」、これを「3・4・12号南町魚市場線」に名称を改め変更し、「3・4・4号片浜鹿折線」及び「3・4・7号魚市場中谷地線」を変更するものであります。ゴシック体で強調している箇所が変更点であります。

都市計画道路「3・4・4号片浜鹿折線」につきましては、幅員の一部を15mから16mに変更するものであります。

都市計画道路「3・4・7号魚市場中谷地線」につきましては、起点位置を「気仙沼市弁天町一丁目」から「気仙沼市魚市場前」に変更、それに伴いまして延長を3,040mから2,700mに変更いたします。また幅員の一部を16mから20mに変更しまして、これまで車線数が定められておりませんでしたので、この変更に伴い併せまして2車線と定めるものであります。またJR気仙沼線との交差形式を立体から平面に変更するものであります。

都市計画道路「3・5・12号釜の前魚市場線」改めまして「3・4・12号南町魚市場線」は、終点位置を変更、それに伴い延長を1,350mから1,300mに変更するものであります。また、幅員を13mから16mに変更いたしまして、車線数を2車線と決定いたします。

変更の理由であります。平成23年10月に気仙沼市が策定いたしました「気仙沼市震災復興計画」におきますまちづくりの目標や土地利用方針に基づき、新たなまちづくりに対応した道路網の形成、広域幹線道路ネットワークの構築、救援・避難ルートとしての機能強化を目的といたしまして、都市計画道路を変更するものであります。

「議案書」の9ページをお開き願います。こちらは気仙沼都市計画の図面であり、図面の右側が北、岩手県方向、図面左側、南側が南三陸町方向となっております。気仙沼湾が図面下となっております。図面左上の凡例にありますとおり、ピンク色が現在の都市計画決定されている区域、赤色が追加する区域、黄色が廃止する区域であります。また、青の点線で囲んでおります箇所が今回の変更箇所となっております。

都市計画道路「3・4・4号片浜鹿折線」につきましては、図面左側、気仙沼市街地の南側の国道45号との交差点箇所、「気仙沼市岩月千岩田」を起点として、気仙沼市街地を南北に通過いたしまして、図面右下の鹿折地区を通過し、「気仙沼市西八幡町」に至る路線であります。

都市計画道路「3・4・7号魚市場中谷地線」につきましては、図面中央下の「気仙沼魚市場」あたりの「気仙沼市弁天町一丁目」の起点を、若干北側の「気仙沼市魚市場前」、これに変更いたしまして、大川を渡って気仙沼市街地を東西に通過し、「気仙沼市上田中一丁目」に至る路線となっております。

都市計画道路「南町魚市場線」は、気仙沼の中心市街地の「片浜鹿折線」との交差点の「気仙沼市南町二丁目」を起点といたしまして、「気仙沼魚市場」あたりの「気仙沼市魚市場前」に至る路線となっております。

「参考資料」の10ページをお開き願います。こちらは、変更箇所のアップ図面となっております。

「片浜鹿折線」の変更箇所は、図面右側で幅員を15mから16mに変更すると旗上げされている箇所でございます。また交差する「南町魚市場線」の幅員を13mから16mに変更いたします。

ここで青色で囲ってございますのが、気仙沼市が都市計画決定いたしました「魚町・南町地区被災市街地復興土地区画整理事業」の区域となっております。

ここで、一度「参考資料」の方の11ページをお開き願いたいと思います。こちらの右側が「魚町・南町地区被災市街地復興土地区画整理事業」の土地利用計画図であります。この地区は、古くから形成されました港町を母体として、多様な商業・業務施設が集積した市の中心市街地でしたが、今回の東日本大震災によりまして壊滅的な被害を受けておりまして、安全で災害に強く良好な市街地に再編整備するために、土地区画整理事業を行うこととしております。この土地区画整理事業の方針に基づきまして、当地区の幹線道路となります「片浜鹿折線」の幅員を15 mから16 mに、「南町魚市場線」の幅員を13 mから16 mに変更するものであります。

「参考資料」の10ページにお戻りください。A-A断面が「片浜鹿折線」の断面図、C-C断面が「南町魚市場線」の断面図であります。3.5 mの両側歩道と、沿道の商業施設等への利便性を高めるために両側に1.5 mの停車帯を設けまして、全幅16 mの都市計画決定としてございます。

次に「魚市場中谷地線」につきましては、起点位置を図面左下黄色で着色しております「気仙沼市弁天町一丁目」から、No.3と緑色のまる破線で囲っている箇所、「気仙沼市魚市場前」に変更し、幅員を16 mから20 mに変更いたします。こちら青で囲っておりますのが、気仙沼市が都市計画決定いたしました「南気仙沼地区被災市街地復興土地区画整理事業」の区域となっております。

「参考資料」の11ページをお開きください。こちらの左側が「南気仙沼地区被災市街地復興土地区画整理事業」の土地利用計画図であります。当地区におきまして、今回の津波被害により、建物だけではなく道路等の基盤施設も被害を受けまして、また地盤沈下もあり、良好な市街地として機能できない状況となっていることから、土地区画整理事業を行うこととしてございます。

「魚市場中谷地線」につきましては、当地区の幹線道路として道路の線形を変更するとともに、幅員を16 mから20 mに変更するものであります。

「参考資料」の10ページの方にお戻りいただきまして、B-B断面、これが「魚市場中谷地線」の断面図となっております。魚市場を中心といたしました産業ゾーンと主要幹線の「片浜鹿折線」、「国道幹線」を結ぶ道路として、また避難機能の強化及び大型車の停車需要に対応するために、4.5 mの両側歩道とその両側に2.5 mの停車帯を設けまして、全幅20 mの都市計画決定としてございます。

なお、「参考資料」10ページの図面で、緑色の破線で囲っている箇所の交差点図を、「参考資料」12ページから18ページに載せておりますので、御確認ください。

以上で、議案第2300号に関する説明を終わります。なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議の程よろしくお願いいたします。

○森杉議長 ありがとうございます。それでは、皆様方の御意見、御質問、御審議のほどよろしくお願いいたします。

はい、どうぞ。

○内海委員 私の地元のことで、だいたいわかっているんですけど、1点だけ。JRとの立体交差

から平面交差ということが大きな理由，もちろん路線も変わるんですけど。これはJRが復旧計画を示さない中で市の決定なんですけど，これについてはどのような状況になっているのか。あと，平面交差した場合に，まちづくりとの関係は問題ないのかどうか。この点についてお伺いします。

○森杉議長 はい，お願いします。

○事務局（櫻井都市計画課長） JR東日本は，昨日のマスコミでも記事が載っておりましたけれども，まずは仮復旧という形でBRT，鉄道敷で路線バスのような形の車両を運行しております。JR側はあくまでもこれは仮復旧だという位置付けを持っているようであります。ただ，本復旧をするにいたしましても，かなり膨大な事業費がかかるということも聞いておまして，昨日の報道等にありましたのは，全体で700億かかるというような試算をされているようであります。

ルーティングにつきましても，まちづくりとの整合を図りながらやっていくところもありますでしょうし，また技術的にも厳しいところは山側に振っていくところもあるようであります。

今後，具体的な事業費の確保がまずは最大のポイントというふうに伺ってございまして，それを待ってまちづくりをしていたのでは極めて時間がかかるということで，市としても，ある意味苦渋の選択で平面という形で，まずはまちづくりを先行するというふうに伺ってございます。時間が合えば，また変更して，この中にある程度の軌道敷が入ることも想定はされますけれども，まずは今ある与条件の中でまちづくりの絵を描いた結果，今のような公共施設の配置になったものと理解してございます。

○森杉議長 どうぞ。

○内海委員 次に，魚町・南町地区ですけれども，この変更はわかります。ただ，ここは気仙沼市で最大の課題となっている防潮堤の高さの問題とか位置の問題等々があつて，土地区画整理事業をする場合であっても，他の地域と違った大きな課題があるんですけれども，それらの整理はなされているのかどうか，この点についてお伺いします。

○森杉議長 お願いします。

○事務局（櫻井都市計画課長） 委員御指摘のとおり，魚町地区につきましては，最大の焦点はいわゆる防潮堤，第一防御堤であります海岸堤の高さの問題が焦点となったわけでありまして。その中で，まちづくり側の市の意見と国土を守る側の県の意見とのすり合わせの中で，防潮堤をフラップ形式にして一定程度高さを下げると，通常時には高さを下げた程度の景観に配慮するといったことについて，地元の方から御理解をいただいたというふうに考えてございます。

防潮堤の高さが決まりましたので，区画整理の地形につきましては整理がついたと理解してございますので，まちづくりを所掌する都市計画課といたしましては，この形で復興交付金がつつがなく復興庁から受けられるように，気仙沼と共に，県も共々復興庁と調整しながら事業費の確

保に努めてまいりたいというふうに思っております。

○森杉議長 はい。

○内海委員 ぜひスピード感を持って取り組まれるように期待いたします。以上です。

○森杉議長 はい、ありがとうございました。他にどうぞ。

○森杉議長 よろしゅうございますか。それでは、御異議がないように思いますので、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 はい、ありがとうございました。それでは原案のとおり承認することにいたします。

#### 議案第 2301 号 志津川都市計画道路の変更について

○森杉議長 次に、議案第 2301 号「志津川都市計画道路の変更について」を議題とします。  
事務局から議案の内容の説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、議案第 2301 号「志津川都市計画道路の変更」につきまして御説明申し上げます。

「議案書」の方ですが、11 ページを御覧ください。都市計画道路「3・4・3 号十日町大森線」、これを追加決定するものであります。

都市計画道路「3・4・3 号十日町大森線」は、起点を「南三陸町志津川字十日町」、終点を「南三陸町志津川字大森」といたしまして、延長 840 m、車線数 2 車線、幅員 16 m として、新たに都市計画決定するものであります。

南三陸町志津川地区は、町の中心市街地で、住宅をはじめ商業、水産業、公共施設等が集積してございましたけれども、残念ながら今回の津波で甚大な被害を受けまして、地区内の住宅のほとんどが全壊の状況となったほか、役場庁舎や JR 気仙沼線及び各駅舎等、公共公益施設が壊滅的被害を受けてございます。南三陸町では、平成 23 年 12 月に「南三陸町震災復興計画」を策定いたしまして、その復興の目標の「安心して暮らし続けられるまちづくり」、この骨格となる安全で円滑な道路網を整備することとし、平成 24 年 9 月に都市計画道路網を全面的に見直しまして、国道 45 号、都市計画道路名としては「水尻橋新井田線」であります。また、国道 398 号、都市計画道路名としては「五日町御前下線」であります。これらの都市計画決定をしたところでありまして、今回、この国道 45 号及び国道 398 号と志津川漁港を結びます産業ゾーンの骨格といたしまして、新たに都市計画道路を追加するものであります。

「議案書」の12ページを御覧ください。こちらですが、これは南三陸町志津川地区の図面であります。図面の右下、南西方向が志津川湾でございまして、図面右上から斜めに市街地を通り南方向に向かうのが国道45号、都市計画道路名では「3・4・1号水尻橋新井田線」であります。左上から市街地方向に通ってございますのが国道398号、都市計画道路名では「3・4・2号五日町御前下線」であります。図面の左下の凡例にありますとおり、ピンク色が現在の都市計画決定されている区域、赤色が追加する区域を表してございます。

「十日町大森線」は、図面の中央あたりの国道45号と国道398号との交差点付近、「南三陸町志津川字十日町」、これを起点といたしまして、市街地を横断し、「志津川字大森」に至ります路線であります。

ここで、「参考資料」の19ページをお開きください。こちらであります、これは「南三陸町震災復興計画」に基づきます、志津川地区の土地利用計画イメージ図であります。これまでの津波被害を教訓といたしまして、大津波発生時においても人命や財産を守るために、住宅地や公共施設を3地区の高台、ここでは東地区、中央地区、西地区、こちらに移転するとともに、低地部となります旧市街地におきましては、被災市街地復興土地区画整理事業によりまして、水産業の再生に必要な作業場、水産加工施設、産直施設などを配置いたしまして、産業用地の再生を図ることとしてございます。図面で青破線で囲ってございますのが津波復興拠点整備事業などにより整備いたします高台の住宅地、赤破線で囲っておりますのが土地区画整理事業により整備する産業用地でございます。今回都市計画決定いたします「十日町大森線」であります、これは、この土地利用計画のイメージのうち、志津川漁港に面します水産系土地利用ゾーンの骨格を成す道路でございまして、国道45号及び国道398号と志津川漁港を連絡する道路となっております。

「参考資料」の20ページをお開きください。こちらであります、これは対象路線を拡大した図面でありまして、併せて断面図を掲載してございます。代表断面はA-A断面のとおりとなっております。3mの車道2車線の両側に1.5mの停車帯、3.5mの歩道を配置し、全幅で16mでございます。B-B断面は現道へのすりつけ区間の断面でございまして、都市計画決定の幅は11.5mであります。

「参考資料」の21ページをお開き願いたいと思います。こちらは、国道45号、図面で横方向であります。これと国道398号と、本路線の交差点図であります。本路線はG-G断面のとおり、交差点部では右折レーンを入れまして、全幅で17mとしてございます。

以上で、議案第2301号の計画案に関する説明を終わります。なお、縦覧の結果、意見書の提出はございませんでした。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○森杉議長 はい。それでは、御質問、御意見、御審議のほどをお願いいたします。

○森杉議長 それでは、私の方から。ここは、高台移転で出た土を平野部に盛土して、あたかもスーパー堤防のようなまちづくりをしていると思うんですけども、その計画とこの道路の高さとは連動していると思うんですが、その点はいかがなんでしょうか。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい。ここは、会長御指摘のとおり、上の高台移転の土を下に盛

りまして、そこを産業ゾーンに計画するゾーンでございまして、当然、土地利用計画と整合をとった形で整理をしております。盛られます地盤高とほぼイコールくらいの高さまでにはなると思います。「参考資料」の20ページに断面が書いてございますけれども、ちょうどB-B断面でいきますと、下の産業ゾーンの造成高がT.P.2.0mになってございまして、この計画堤防の上を走るような形でございますので、B-B断面の背後の土地とは高さが整合してございますけれども、この堤防の高さを利用して都市計画道路の高さを決めたわけでございます。ちょうどB-B断面とA-A断面の間のところ区市街地が展開してございますが、ここらへんの市街地の高さと同じ高さで新たな都市計画道路が作られているということでもあります。この道路の海側については、あまり高いと漁港系の土地利用ができませんので低いままですけれども、ある程度の高さが必要などころの土地利用については、これを境として内側と外側で土地利用の転換を行っているというところでもあります。

○森杉議長 はい。御意見ございませんか。

○森杉議長 それでは御承認いただけますか。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 それでは、御異議がないものと認め、本案件につきましては原案のとおり承認することといたします。よろしゅうございますね。御承認いただけますね。

〔「はい」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 はい。ありがとうございました。

#### 議案第2302号 特殊建築物の敷地の位置について

○森杉議長 それでは道路が終わりまして、次は、議案第2302号「特殊建築物の敷地の位置について」を議題といたします。

事務局からの議案の内容の説明をよろしくお願ひいたします。

○事務局（千葉建築宅地課長） はい、建築宅地課です。私からは議案第2302号「特殊建築物の敷地の位置について」を御説明いたします。

「議案書」13ページを御覧ください。本議案は、建築基準法第51条第1項ただし書きの規定により、特殊建築物の敷地の位置について御審議いただくものです。

次のページをお開きください。14ページになります。御審議いただく施設の概要を記載しております。施設名称は「産業廃棄物処理施設」、建築主は「東京都港区新橋1丁目6番5号日本道路

株式会社代表取締役社長山口宣男」でございます。敷地の位置は「黒川郡大衡村大衡字待井沢61-3 他 13 筆」で記載のとおりです。敷地面積は「21,439.25 m<sup>2</sup>」で、前回許可時の平成 16 年から 288 m<sup>2</sup>増加しております。用途地域は「指定なし」で「市街化調整区域」となっております。

この建築主は、昭和 49 年にこの敷地にアスファルトプラントを設置して、アスファルト合材販売を開始しております。産業廃棄物処理業については昭和 63 年に営業を開始して、平成 16 年に、「議案書」の処理施設の欄に記載のとおり、がれき類の破砕を 1 日あたり 1,040 t 行うことから、建築基準法第 51 条第 1 項ただし書きの規定による許可を取得しておりました。今回は平成 16 年の処理能力に変更はないものの、アスファルト合材施設の増築に伴い、専用通路部分の拡幅により敷地を拡大することから、改めて建築基準法の許可が必要となったものです。

次に、「建築物」の欄を御覧ください。用途は「産業廃棄物中間処理施設」で、工事種別は「増築」となります。「構造、規模等」の欄にあるとおり、敷地内の建築物は①～⑧の 8 棟となります。それぞれの用途、構造、階数、延べ面積は記載のとおりで、このうち①から⑤までが今回の増築にかかるものとなります。産業廃棄物の処理自体は外部に設置されている破砕機によって行っており、コンクリートがらやアスファルト舗装板を再生骨材や再生砕石に加工するものであります。

次に、「議案書」の 15 ページをお開きください。左半分の位置図を御覧願います。中央下部の青く着色された区域が「第二仙台北部中核工業団地」であり、申請位置はその北側に位置し、図面中央の赤く塗りつぶした範囲となります。市街化調整区域であり、住宅等の建築は制限されております。また、敷地周囲にあります最も近い公共公益施設は北西約 1 km に位置する大衡村の診療所となっております。

次に、右上の配置図を御覧ください。赤の実線で囲まれた部分が敷地の範囲であり、幅員約 6 m～7 m の専用通路により「県道石巻鹿島台大衡線」に接道しております。施設の増築に伴い専用通路部分の拡幅が必要であり、赤の点線で囲まれた部分を敷地として拡大することから、今回の許可が必要となったものであります。建築物は、①のストックヤードから⑧の剥離材塗布場までの 8 棟となります。黄色に着色された部分が既存の建築物で、赤部分が今回増築する部分となります。①のストックヤードから⑤の資材置場までを今回増築することとなります。産業廃棄物の処理は、⑦のストックヤード東側の外部に設置されている破砕機により行っており、操業時間は午前 8 時から午後 5 時までとなっております。搬入される廃棄物は、道路舗装工事や一般土木工事から排出されるがれき類であり、破砕した再生骨材については、自社のアスファルトプラントにて再生アスファルトの材料として使用し、再生砕石については、自社で使用したり、舗装工事業者に出荷しております。搬出入するトラックは、昨年度 1 時間当たり約 10 t 車で 10 台程度で、アスファルトプラントのトラックを加えると約 20 台程度となっておりますが、今年に入って廃棄物処理の量が減少しておりますので、台数は減少傾向になっております。

次に、当施設的环境対策について説明いたしますが、平成 16 年の許可時から変更はございません。まず、飛散防止については、破砕においては必要に応じて散水を併用しております。また、破砕機を繋ぐベルトコンベヤには防塵カバーが設置されております。水質汚濁防止については、雨水及び生活雑排水は、沈砂槽で処理後、敷地内の側溝を経て、県道沿いのため池に放流しております。破砕処理の工程で、悪臭を伴う焼却、熔融などは行っておりません。騒音・振動については、今回実測いたしまして、宮城県公害防止条例に基づく規制値内であることを確認しており

ます。

なお、今回の施設は、処理能力に変更がないことから、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく設置許可の必要はありません。

最後に、当該施設が立地する大衡村からは、村の総合計画及び都市計画等に基づく土地利用計画上支障がない旨の回答を得ております。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○森杉議長 はい、ありがとうございました。それでは、御質問、御意見、御審議のほどをお願いいたします。

○森杉議長 ありませんか。それでは私の方から。

この廃材の処理というのは、やっぱり震災の後非常に増えてきて、おそらく再生アスファルトへの需要も非常に増えているという状況だと思うんですが、この施設の拡張がそういう需要の増大への対応をしているというふうに受け取っていいんですか。

○事務局（千葉建築宅地課長） この敷地のプラントには、アスファルトを作る方と廃棄物の処理があるんですが、廃棄物の処理は記載のとおり1日あたり1,040 t、昨年度で800 tくらいまで1日あたりの処理がいつているようですが、平成25年度になりまして、1日300 t程度に安定化してきている、少なくなっているようです。逆に、これからアスファルトの供給の方が少し伸びているという状態になっております。

○森杉議長 はい。これは問題ないようですので、よろしいですか、皆さん。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 それでは御異議がないものと認め、本案件については原案のとおり承認することいたします。ありがとうございました。

議案第2303号 仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部地区被災市街地復興土地地区画整理事業の事業計画に対する意見書について

○森杉議長 それでは、休憩しますか。いいですか。休憩した方がいいですか。5分程度ですけれども、やったとしても、いいですか。それではこのまま続けます。

それでは、次の議案、第2303号「仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部被災市街地復興土地地区画整理事業の事業計画に対する意見書について」を議題といたします。本議案は、土地地区画整理法第55条第3項の規定により、仙台市長から付議されたものです。本審議会では、意見書の内容を審査し、その意見を採択すべきか採択すべきでないかを議決することとなります。それも含めた事

業計画決定の手続きにつきまして、まずは事務局の方からの御説明をお願いいたします。

○事務局（櫻井都市計画課長） はい。それでは、議案第 2303 号「仙塩広域都市計画事業仙台市蒲生北部被災市街地復興土地区画整理事業」の事業計画に対する意見書について、御説明申し上げます。

まずはじめに、土地区画整理事業における事業計画決定の手続きについて、御説明申し上げます。「参考資料（別冊 1）」と書かれたものがございます。これの 1 ページをお開きください。これは市町村が事業主体となります場合の事業計画決定のフロー図であります。このフロー図自体は、前回、七ヶ浜町の案件で御説明したものと同じでありますけれども、政令指定都市である仙台市には、土地区画整理法の「大都市特例」という規定が適用されます。これには、一部の事務について仙台市長が知事と同等の権限を有する、こんな条項であります。したがって知事と同じような手続をするということでもあります。主体が異なるということでもあります。まず、施行者である仙台市が事業計画（案）を作成し、2 週間にわたってこれを縦覧に供します。ここまでは同じであります。この事業計画の案に対しまして意見書がある利害関係人は、通常は知事ですが、今回の場合は仙台市長に対して意見を提出するということになっております。意見書を受理した場合には、仙台市長は県都市計画審議会に対して意見書を付議するという、こういった手続であります。本件の場合、フロー図に括弧書きで日付けを記載しておりますけれども、仙台市が平成 25 年 11 月 29 日から 12 月 12 日まで、この事業計画の案を縦覧に供しまして、所定の期間内に利害関係者から意見書が提出されたということでもあります。平成 26 年 1 月 27 日付けで本審議会あて意見書が付議されたところであります。審議の結果、「意見を採択すべきである」と議決された場合においては、仙台市長は自ら事業計画を修正し、縦覧からやり直すこととなります。「意見を採択すべきでない」と議決された場合においては、仙台市長が意見書提出者に対しましてその旨を通知し、設計の概要に問題がなければ、国土交通大臣の認可を経て事業計画が決定されることとなります。

本日の議案の説明であります。まず、意見書の付議者であります仙台市から「蒲生北部地区の復興の方針、これまでの経過、事業の概要」、これにつきまして御説明いたしまして、質疑応答の後、県の方から「意見書の要旨とそれに対する見解」につきまして御説明するという形とさせていただきたいと考えてございます。以上のような進め方でよろしいか、御確認をいただければと存じます。

○森杉議長 今、県の方から説明がありましたように、まず、事務局の説明の進め方につきまして、説明を 2 つに分けます。まず「復興の方針、これまでの経過、事業の概要」については仙台市の方から御説明いただきます。次に「意見書の要旨とそれに対する見解」につきましては県の方から説明してもらいます。それから最後に、意見を採択すべきか否かということを審議いたします。こういう流れにしたいと思いますが、皆様方の御意見はいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

〔「はい」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 それでは、そのように進めさせていただきます。

議事を始める前に、報道機関の方々に改めてお願いします。議事整理の都合上、テレビ・カメラ等による撮影は、事務局による説明までとさせていただきます。事務局説明後は、撮影を止めていただきますようお願いいたします。

それでは、まず、「蒲生北部地区の復興の基本的考え方、これまでの経過、事業の概要」について説明をお願いします。

○事務局（小野復興まちづくり部長） 仙台市復興事業局復興まちづくり部長の小野でございます。よろしくお願いいたします。では、失礼して、着席して御説明させていただきます。

今お聞きいただいております「参考資料（別冊1）」の3ページの方を御覧ください。はじめに、この地区の概要についてですが、本地区は仙台駅から東に12 kmほどの距離にありまして、仙台塩釜港・仙台港区の南側に位置しております。被災前の状況としましては、下の図面にありますように、用途地域が準工業地域と工業地域に指定されておりました。地区のほぼ全域で住宅と事業所などが混在する土地利用がなされておりました。その地区の一部につきましては、後ほど御説明いたしますが、昭和50年代前半に組合施行の区画整理事業で整備されたという経緯がございます。

この地区の今回の津波による被害の状況につきましては、次の4ページの方に被災前と被災後の航空写真を載せておりますが、被災前には合わせて1,500棟ほどありました建物が、津波によってその約8割が流失又は全壊の被害を受けております。また、写真からはなかなかわかりづらいと思いますが、かろうじて流失を免れた建物につきましても、1階の天井近くから2階まで浸水しておりますので、建物本体はもちろん、内部の動産なども含めまして甚大な被害を受けております。

次の5ページに、仙台市の復興計画における津波防災対策と安全な住まい確保の考え方について記載しておりますが、この地区を含む津波被災地域の復興にあたりましては、今回のような最大クラスの大津波を完全に防ぐということは困難ですので、被害を最小限にとどめる「減災」を基本とした多重防御を構築すること、そして、命を守ることを最優先に、様々な津波防御施設を整備してもなお被害の危険性が高い地域については、より安全な西側地域への移転を促進することによりまして、安全な住まいの確保を図ることとしております。一方で、移転となりますと、被災者の方々にとりましては大きな負担となりますので、移転する方ができるだけ少なく済むように、第二の堤防となります嵩上げ道路の高さや位置などについて、地域の要望なども踏まえて検討を重ねながらその配置を決定しまして、最終的に移転対象となる災害危険区域を指定しました。その津波防御施設の検討にあたりましては、次の6ページに御紹介いたしました津波浸水シミュレーションによりまして科学的な検証を行うとともに、地域の方々に対しまして、その検討段階からこのシミュレーションの内容もお示ししながら、丁寧な説明に努めて、合意形成を図りながら進めてまいりました。この津波浸水シミュレーションの条件といたしましては、6ページの上の方に記載しておりますように、震災後に国が示しました「シミュレーションの手引き」に基づきまして、震災後の地盤沈下を考慮し、さらにより危険な満潮時に今回と同規模の津波が

発生した場合の浸水、これを予測したのですが、その結果、今回の蒲生北部地区につきましては、ほぼ全域が赤い色で示す4mを超える浸水が予測されるということとなりましたので、災害危険区域の指定によりまして住宅の建築を禁止し、防災集団移転促進事業を進めるということとしたものでございます。なお、この復興計画策定の時点では、仙台港周辺におきます津波防御施設の詳細がまだ固まっておりましたので、隣接する白鳥地区などでの更なる被害軽減に向けた課題となっておりましたが、その後、平成25年1月に、次の7ページに示しますような宮城県が整備する港の防潮堤、それから臨港道路の防御施設などを含む全体の計画が固まったことを受けまして、それらを考慮した津波シミュレーションを実施しました。その結果、蒲生北部地区に関しましては、一部で浸水深が減少しましたものの、依然として3mから4mを超える浸水が予測されるという状況となっております、浸水深を大幅に下げることができませんでした。

ここまで、安全な住まい確保の考え方について御説明してまいりましたが、では次に、なぜこの地区で土地区画整理事業を行う必要があるのかということについて御説明したいと思います。蒲生北部地区はもともと市街化区域でありまして、仙台港に近いという地理的な優位性もあります。復興計画におきましても復興特区ゾーンの一部として位置付けております。しかしながら、最初に御説明しましたとおり、この地区では、もともと住宅と事業所などが混在しておりましたので、防災集団移転を進めていきますと、移転した住宅の跡地が数多く発生することとなりまして、この小規模な住宅跡地と、既に稼働している、あるいはこれから再建しようとしている事業所などの用地、これが無秩序に混在する状況となることが想定されます。また、8ページの上の図にお示しましたように、地区の一部、青い線で囲んだ区域におきまして、以前に区画整理事業を行ったところもでございます。しかしながら、地区全体としましては、業務系の土地利用をこれから考える上で都市基盤が弱いということもでございます。そのようなことから、これらの課題を改善しまして、土地利用の向上を図るためには、混在した土地の整理集約と都市基盤の再整備を行う必要があります、そのための手法として土地区画整理事業が最善であると考えているところでございます。

次に、この地区の土地利用の方針としましては、8ページの中段に整備構想図を示しておりますが、地区を大きく3つの区域に分けて計画しております。まず、西側の赤い色で示すA地区については、被災後に再開した事業所などのほか、住み続けたいと希望する方の住宅が点在しておりますので、できるだけ移転する建物を少なくしながらも、街区の整形化を図りまして、中小規模の街区を構成します。また、地区中央の青い色で示すB地区は、茶色の幹線道路から北側は一部、被災後に再開した事業所などがありますので、既存の街区を活かした計画としておりますが、幹線道路から南側は、全体を一つの街区として大規模な事業所の立地を想定した整備を行うこととしております。そして、一番東側の緑色で示すC地区は、津波によってほとんどの建物が流失していますので、防災集団移転促進事業によりまして市が買い取った跡地をこの地区に集約しまして、大規模事業所の立地を想定した大区画化を図りたいと思います。以上が蒲生北部地区の復興に関する基本的な考え方です。

続きまして、蒲生北部地区に関するこれまでの経過について御説明します。9ページを御覧ください。この資料は、震災の発生後からこれまでに至ります市民への説明や意見聴取などのプロ

セスについて、時系列にまとめたものです。仙台市では、震災直後の平成23年4月に「震災復興基本方針」を策定しまして、新次元の防災環境都市の構築に向け、絆と協働を基調に安心と再生を目指すという方針のもと、5月には復興計画のたたき台となります「復興ビジョン」をお示ししまして、その後、9月の中間案を経て、同年11月に復興計画を策定しました。その間、甚大な津波被害を受けました東部地域では、これがどんな計画になるかによりまして、生活再建への影響というのが非常に大きいということがありますので、被災した方々との合意形成に重点的な取り組みを行ってきておりまして、今御説明しましたそれぞれの段階ごとに、町内会単位での説明会や懇談会、意見交換会などを行いながら、計画内容を適宜修正しまして、決定をしております。その一連の説明の中で、先ほどお話ししました津波浸水シミュレーションにつきましても、その条件や結果といったことだけでなく、アニメーションの動画を使いまして、浸水した後の津波の動きなどもお示しながら、理解が得られるよう努めてきております。そして、この震災復興計画に基づきまして、翌12月には、市議会での議決を経て災害危険区域の指定を行い、防災集団移転促進事業により安全な地域への移転を進めることとしております。

ここからは、表を左右2つに分けておりますが、左側に防災集団移転促進事業、右側に区画整理事業の流れを示しています。左側の防災集団移転の事業につきましても、その月から、説明会や個別相談会、意見交換会などを数多く開催しておりますが、ここに記載しておりますように、継続的に、きめ細かに行っておりまして、その中で移転に対する疑問や不安を少しずつ解消するとともに、それぞれの御希望をお聴きしながら、移転先の場所や規模を決定したり、造成計画を立案したりするなど、移転する方々と協働で事業を進めてまいりました。そして、次の10ページの中段以降、平成25年に入ってから、さらに進んで、移転先での建築のルールづくりですとか、コミュニティの形成など、移転先の新たなまちづくりに向けての話し合いを続けております。

一方、区画整理事業につきましても、震災復興計画の中で「都市基盤の再整備を行う」という方針までは示していたものの、具体的な事業手法の決定までは至っておりませんでしたので、単独の説明会といたしましては、10ページの上にあります、平成24年7月に区画整理事業による整備を正式に決定した後ということになりますが、それ以前にも、集団移転に関する説明会や個別相談会などにおきまして、この地区の整備方針を説明して御意見を伺うなど、集団移転と併せて説明を行ってまいりました。そして、区画整理事業の方針の決定後は、集団移転の事業と並行して説明会や個別相談会を開催するとともに、「区画整理だより」を作成して権利者の方に送付したり、土地の利活用に関する勉強会を開催したりして、事業に対する理解が得られるよう努めてきたところでございます。特に、本日意見書が付議されました事業計画につきましても、10ページの下のところからになりますけれども、昨年7月に、まず事業計画の素案の段階でお示しをしまして、地区の方々から様々な御意見をお伺いしながら、修正を重ねて、9月の中間案へと進みまして、さらに、それまでの御意見を可能な限り計画に反映するよう事業計画を見直しして、11月の最終案に至っております。なお、防災集団移転にしましても、区画整理事業にしましても、この表に記載しておりますものは、あくまで仙台市が主催して開催したというものだけですので、実際には、この他にも各町内会の会合ですとか、地元の方で作る協議会の場などに加えまして、地元の有志の会などにも参加させていただいて、お話し合いをさせていただいていると。そういう機会も相当の数に上っております。その中で、特にこの蒲生北部地区につきましても、この地区内に

4つの町内会がありまして、その4町内会が、震災後の平成23年6月に、復興に向けた様々な問題を話し合う「復興対策委員会」というのを立ち上げましたけれども、その委員会の会合に仙台市も毎回参加させていただいておりまして、当初は月に2回、今年に入りまして最低月1回は情報提供をしたり、御意見や御要望を伺ったりという関係を築いております。

それで、11ページの一番下に記載しておりますけれども、今御説明しましたような取り組みを進めました結果、蒲生北部地区で移転対象となる653世帯のうち、約96%の世帯が集団移転や単独移転、復興公営住宅への入居を含みまして、この地区から移転をするという意向を示しているという状況となっております。

それでは、次に13ページにまいりまして、本事業の概要について簡単に御説明いたします。これまでの説明と多少重複する内容もありますので、その部分については割愛をさせていただきたいと思います。本事業の施行者は仙台市で、施行地区の面積は約96.4ha、施行期間は平成26年度から平成33年度までを予定しております。次に、14ページの都市計画決定の状況につきましては、こちらに記載のとおりでございますが、この中で日付の後ろの方に（予定）とありますのは、昨年12月の仙台市都市計画審議会で承認をいただきました都市計画の変更項目でございますが、これらにつきましては、その後手続きを進めまして、予定どおり2月4日に告示をしております。

そして次に、14ページの下からが設計の概要となりますけれども、総事業費は約106億円、平均減歩率は14.31%、建物移転戸数は74戸となっております。15ページに地区の西側の上空から撮影した写真をつけておりますけれども、この中で赤い線で囲んだ範囲が施行区域を表しております。地区内に残っている建物の状況というのはその下の表のとおりとなっております。ここで1箇所訂正がございまして、表の中で「平成25年9月末時点」と記載している部分につきましては、これは平成25年10月時点の誤りですので、申し訳ございませんが、訂正をお願いいたします。また、表の中の括弧書きの数字につきましては、その内数で、営業を再開した事業所や居住している住宅の数を表しております。平成25年10月時点で残っている建築物は全部で249戸ありますが、防災集団移転後はそれが151戸以下にまで減少する見込みとなっております。そのうち、戸建て住宅につきましては、表の下の「※の2」に記載しておりますように、最終的に現地に住み続けたいと希望される方が21戸となっております。そして、ここには具体的な数字としては示しておりませんが、その現地に住み続けたいと希望される方21戸のうち、区画整理事業によってやむを得ず移転が必要となるのは2戸となっております。

次に設計の概要などについてですけれども、ここからは、別つづりの「参考図面」の方を御覧いただきたいと思っておりますけれども、「参考図面」の1として添付しましたこちらの図面を御覧いただきたいと思っております。この図面の中で、太い黄色の線、これが宮城県で整備する海岸堤防と河川堤防を表しております。その西側及び北側が区画整理事業の施行地区となっております。まず、公共施設の整備計画ですが、茶色で示します幅員21mの幹線道路を整備しまして、業務系の土地利用の促進と地区内へのアクセス向上を図るとともに、災害時の避難ルートとしての機能を併せ持つものとしします。また、赤い色で示す幅員14mの準幹線道路を整備しまして、幹線道路から各街区への円滑なアクセスを確保するほか、区画道路については幅員9mを基本として街区規模や既存建物の状況を考慮して適切に配置をしております。公園は地区面積の3%以上を確保するとともに、既存の公園を集約しまして2か所の近隣公園として再配置します。緑地は、これまで

住宅地と工業地の緩衝帯として整備されていたものを集約しまして、貞山運河の保全と蒲生干潟の自然環境に配慮して、地区東側に再配置します。

以上が事業の概要でございます。また、盛土などの整地計画につきましては、移転する建物ができるだけ少なくなるように、基本的に前面道路の高さに合わせて整地をしたり、部分的に低い個所を周囲の高さに合わせるといった程度に留める計画としております。

蒲生北部地区に関する仙台市からの説明は以上でございます。

○森杉議長 はい、ありがとうございました。引き続き、県の方からの説明に入りますけれども、当面、市の御説明に対して御質問ございましたら、どうぞ。

○内海委員 後で、意見書のところで、審議の際にはいろいろお聞きすることはあるんですけども、この蒲生北部地区の土地利用についてですが、いろいろ地域の皆さんの御意見を聞いてやってきたんですけど、最終的には納得しない人もあって、意見書という形になりました。随分ご丁寧な説明があったということは今の部長さんのお話しでわかるんですけど、いろいろ聞いてみますと、この地区は工業地域と準工業地域ということもあって、当時から現在住んでいる人達のところも買収してそういう用地にしようとしていたということを知り及んでおるんですが、今回この大震災で津波による被災を受けてからわずかか時間に、市は、津波による被害を防御することが困難な地域であるというのは説明でわかっておりますが、住宅については、住民の意向にかかわらず集団移転を強く推進するというふうな、最初から区画整理ありきで住宅にはしないというようなことが多重防御を求めなかったりしたと。今日もなお住み続けたいという人が少数でもいるということについてはどのように考えるのか、そういう選択肢はなかったのか、お尋ねします。

○森杉議長 お願いします。

○事務局（小野復興まちづくり部長） 仙台市の当初の復興方針、復興計画の進め方についてでございますけれども、特にこの地域の今後の復興を進めるにあたりまして、地域の方々、これまでの生活の状況から非常に大きな改変を求めるといふようなことになる可能性があるということ、震災直後、いろいろな場面で我々も想定をしていたわけでありましてけれども、その中で、前の阪神大震災の時の経験、神戸市で震災後わずか1か月に満たない期間で区画整理事業を決定して進めたという結果、なかなかその後住民の合意が図られなくて、結局は事業の推進に時間がかかってしまったというようなことも聞き及んでおりましたので、とにかく進めるにあたりましては、住民の方に情報を提供しながら、いろんな選択肢を示しながら、合意形成を図って理解を得ながら進めるといふのが大事であるというふうな、当初から仙台市の方では考えておられて、その方針のもとに、これまで御説明してきたような丁寧な説明、それから進め方をしてきたと。それが必要だということ、そういう進め方をしてきたところでございます。

○森杉議長 はい。

○内海委員 それは説明でそういうふうにお話しになっているんですけどね、実際の市の意向としては、私が前にも申し上げましたね。住民の意向にかかわらず集団移転を強く推進するということが、これまでこの意見書やなんか、あるいは住みたいという人達がずっといるということではなかったのか。例えば、多重防御という考え方も、一部には、ここは100%そうでなくても、一部住みたいという人達のところについては多重防御という考え方もあったのではないかというふうには私は思うんですけど、その辺はどうだったんでしょうか。

○事務局（小野復興まちづくり部長） 災害危険区域を定める際に、先ほどの御説明の中でも申し上げましたけれども、移転となると、やはり移転する方にとっては非常に大きな負担になるということは、当然、最大限重視して考えなければならないというふうには思っておりまして、そのために、できるだけ多重防御なり防御施設を工夫することによって、移転する方の数をできるだけ少なくするというのが当初からの仙台市の方針でございまして、そのためにいろいろと海岸堤防、河川堤防、それから嵩上げする道路などの高さや配置などについて様々検討してきた、それが先ほど御説明しましたシミュレーションということですが、そういった中でどうしてもこの蒲生北部地区につきましては、道路を整備するということによりまして、どうしても地理的な条件がありまして、仙台港から来る津波というのをなかなか防ぎ得ないという状況がございまして、多重防御によっても防ぐことができないという、そういったことから、この地域については苦渋の決断をしたということとでございます。

○森杉議長 はい。

○内海委員 このシミュレーションは、A地区も含めて全部想定してシミュレーションしたんですか。

○事務局（小野復興まちづくり部長） A地区といいますのは、先ほどの土地利用の方針図の方の西側の方の区域のことをおっしゃっているのだと思いますけれども、この蒲生北部地区も含む、今回津波で被災した地域、より広範囲にわたる防御施設の計画、それをもとに全体の地区を含めたシミュレーションを行っております。

○森杉議長 当面、よろしゅうございますか。

○内海委員 わかりました。後でまた。

○森杉議長 他にございませんか、御質問。はい、どうぞ。

○桑原委員 11ページの防集事業対象653世帯のうちの96.3%が移転の意向を示しているということなんですけど、先ほどのA地区、B地区、C地区の中の、防集事業というのはC地区と考えてよろしいんでしょうか。それとも全体なんですか。

○事務局（小野復興まちづくり部長）今の資料の8ページに、先ほど区画整理事業の施行地区と以前に区画整理事業を行った地区とを併せまして、黄色で示しております「移転促進区域」という色塗りをしている部分があるんですけども、黄色で示した部分、これが移転対象となります防災集団移転促進事業の区域でございます。

○森杉議長 はい、よろしゅうございますか。他に御質問ございましたら、どうぞ。よろしゅうございますか。

それでは、県の方からの意見書の御説明をいただきます。よろしく申し上げます。

○事務局（櫻井都市計画課長） それでは、「意見書の要旨」につきまして御説明申し上げます。

「参考資料（別冊2）」というものがございます。これの1ページをお開き願いたいと思います。ここに意見書の提出状況をまとめてございます。仙台市が縦覧した事業計画に対しまして、13名の方々から11通の意見書が提出されました。意見書は「議案書（別冊）」の3ページ～38ページに添付してございます。公開で審議を行っておりますので、個人情報を伏せた形で資料を作成してございます。これらの11通の意見書には、ローマ字表記で「A」から「K」まで意見書番号を付して記載してございます。

土地区画整理法の第55条第2項では、「利害関係者は、事業計画について意見書を提出することができる。」と定めてございますので、意見書を提出された方々が「利害関係者」に該当するかどうかについて、意見書を受理した仙台市において確認した結果が1ページの下表であります。

前回の審議会におきまして、利害関係の有無については、意見書を付議する側において、もう少し詳細に事実確認を行うよう御指摘をいただいた経緯がございます。これまでは、意見書に記載された住所と、施行者が把握しております土地等の権利情報によって利害関係の有無を確認したところでありますが、これらの作業だけでは、利害関係の有無が確定できないケースがございました。今回は、さらに、提出者本人に対しまして、土地区画整理法で定める「利害関係者」の解釈を御説明した上で、「事業に関係のある土地・建物あるいは水面」がどこなのか、また、その土地等にどのような権利をお持ちなのかといったことを直接確認させていただいたわけでありませう。その結果、「E」「J」「K」の3通におきましては、「該当する土地がない」との御回答でございまして、仙台市において利害関係人でないものと判断し、残る8通、資料の方は9通と書いてございますが、8通が当審議会あて付議されたものであります。

なお、土地区画整理事業の施行地区内の土地、あるいは隣接するような土地については、明らかに利害関係を有するものと判断してございますけれども、施行地区からやや距離があって、「事業に関係のある土地」であるのかどうかといったことが判断が難しいものもございました。意見書「A」及び「F」であります。この方々は、本地区と県道を挟んで西側に隣接する白鳥地区に御自宅がございまして、地区界から西へ500mほどの距離に当たるところであります。御本人に対しまして、本事業との関係をお伺いしましたところ、本地区の幹線道路などの公共施設の整備によりまして、白鳥地区への津波の浸水に影響があるのではないかと御意見でございまして。白鳥地区は、今回の津波においても実際に浸水被害を受けてございます。津波防御施設が整備された

上での津波シミュレーション結果でも、やはり一定の浸水が予想されている地区であります。そのため、利害関係があるものと判断いたしまして、意見書を付議させていただいております。

また、意見書「J」及び「K」を提出されたのは、蒲生干潟の保全を目的として活動されている団体でございますが、法律上の利害関係がないため意見書は付議できないことを御説明いたしましたところ、別途、知事に対して要望書が出されたところであります。審議事項ではございませんが、議案に関係がございますので、「参考資料（別冊3）」の9ページに要望書の写しを添付してございます。10ページに要望の骨子が記載されてございますが、蒲生干潟の自然と人間が共存してきた蒲生北部地区に人が住み続けられるよう、災害危険区域の解除・縮小を検討して、都市計画と区画整理事業計画を見直すことを求める内容であります。

次に、「参考資料（別冊2）」の方の3ページをお開き願います。仙台市長から付議された8通の意見書の要旨をまとめたものであります。本日の議案であります意見書そのものは、委員の皆様へ事前にお送りし、御覧いただいているところでございますけれども、意見書は8通で35ページにわたっているものでございまして、主旨を同じくするものが多数含まれておりますので、まず意見書から要旨を抜粋し、内容によって分類・集約した上で、それぞれの論点について事実関係や事務局の見解を説明させていただきます。なお、意見書そのものは「議案書（別冊）」の3ページ以降にございますので、併せて御覧いただきたいと思います。要旨として抜粋した箇所には、アンダーラインを引いて表示してございます。

それでは、意見書の要旨につきまして御説明いたします。

まず、意見書「A」「B」は、いずれも災害危険区域の解除を求める意見で、道路を嵩上げするなどして、現地に住み続けられるようにしてほしいというものであります。

意見書「C」は、集団移転や土地の売却をしたくないので、土地区画整理事業に反対するというものであります。

意見書「D」には5点あります。まず、「D-1」は、仙台市が住民の意見を何ひとつ聞き入れていないというもの。また、「D-2」は、現地に住み続けたい人にとっては区画整理で土地の価値が上がっても何の効果も無いというもの。「D-3」は、区画整理によって袋小路の道路ができたり自宅車庫前の道路がなくなることが心配であるというもの。「D-4」は、区画道路が自宅敷地の一角にかかる計画であり自宅の軒先が道路とすれすれになるので何とかしてほしいというもの。「D-5」として、これらの理由から区画整理事業の実施に反対であるという内容であります。

4ページをお開きください。意見書「F」でございますが、これには4点ございます。まず、「F-1」は、地区の西側について、従前地権者の居住権を尊重し、災害危険区域の解除を求めるというものであります。「F-2」は、仙台市が集団移転希望者の話だけを優先して聞き住み続けたい被災者の話を聞く機会を後回しにしたというものであります。「F-3」は、区画整理によって自宅前の道路がなくなること、住み続けたいのに換地を余儀なくされ、地区外への移転を強いられるというもの。「F-4」は、過去の区画整理事業で工業団地と住宅の間に設けられた緩衝帯としての緑地をなくすことに疑問を呈するものであります。

5ページを御覧ください。意見書「G」は6点ございます。「G-1」「G-3」「G-4」「G-6」はいずれも災害危険区域の解除を求めるもので、嵩上げ道路による多重防御などこの場所に住み続けられる方法を検討すべきというものであります。「G-2」は、震災直後に市が行った

被災家屋の解体に問題があったというもの。「G-5」は、本日の審議会が充実したものとなるように、仙台市都市計画審議会への意見が記載され、第181回仙台市都市計画審議会、これは約1年前に本地区の土地区画整理事業の都市計画決定について審議したものでございますけれども、この議事録を本審議会で見書と一緒に提出してほしいというものであります。なお、当該議事録は「参考資料（別冊3）」の11ページ以降に添付してございます。

6ページを御覧ください。意見書「H」は2点であります。まず、「H-1」は災害危険区域の解除に関する意見でございます。仙台市が災害危険区域を指定し住民に移転を強いることは財産権の侵害であるというもの。「H-2」は、この土地区画整理事業は企業誘致が目的であって、蒲生の被災者だけに事業費を負担させることは理不尽であるというものであります。実際には、地権者が直接事業費を負担するというのではなく、公共施設用地や保留地を生み出すための減歩という形で負担が生じますので、この意見は減歩に対する意見と考えてございます。

「I」についても2点であります。「I-1」も減歩に対する御意見で、地区中央付近の「B地区」では昭和50年代に土地区画整理事業を行って大幅な減歩をしているのに再度減歩を強いられることに不満であるというもの。「I-2」は施行地区に関する御意見でございます。地区中央、北側の地区外のエリアは、過去の区画整理では同じ地区だったのに今回は地区外で、減歩されないのは不公平であるといったものであります。

以上が8通の意見書の要旨であります。重複する意見がかなりございますので、これを意見の主旨に沿って分類したものが7ページの表であります。本日の審議対象であります土地区画整理事業計画の内容以外に関する意見を上段の表、事業計画の内容に関する意見を下段の表にまとめております。9ページ以降ではこの分類によりまして、意見の要旨、事実確認の結果、事務局の見解をまとめてございますので、そちらを使って詳しく御説明させていただきます。

それでは、9ページを御覧ください。

「I-1 災害危険区域の解除」についての意見であります。9ページの「H-1」から11ページの「G-4」まで、意見書ベースで5通、要旨といたしましては8点の意見がございました。意見の要旨といたしましては、仙台市が住民の意見を聞かず一方的に蒲生北部地区を災害危険区域に指定したというもの、災害危険区域の指定によって移転を強制されることは財産権の侵害であるというもの、地区の西側ではリフォームすれば住める状態で住宅が残っているので、ここに住宅を集約し災害危険区域を外してほしいというものであります。また、11ページの「A」「G-3」「G-4」の意見は、特に、嵩上げ道路の設置を求める内容でありまして、「川向かいの南蒲生地区で計画されている嵩上げ道路を七北田川に橋を架けて蒲生北部まで整備することで多重防衛できるようにしてほしい」というものであります。

9ページに戻りまして、これらの意見に対する事実確認の結果を御説明いたします。まず、本地区の都市計画上の位置付けでございますけれども、工業系を主といたしました市街化が図られてきた仙台港周辺に位置しておりまして、用途地域としては工業地域及び準工業地域に指定されております。しかしながら、本地区には旧来からの集落がございまして、実際には住宅と工業系の土地利用が混在している状況となっております。3.11の大津波によりまして仙台市の沿岸部も甚大な被害を受けたわけではありますが、仙台市はパブリックコメントや説明会等を重ねながら、震災から9ヶ月後の平成23年12月に市議会の議決により本地区を災害危険区域にしてござい

ます。災害危険区域の指定の考え方や津波シミュレーションの結果につきましては、先ほど御説明したとおりであります。災害危険区域に指定された本地区では、防災集団移転促進事業により住宅の地区外移転を進めているところではありますが、昨年10月時点で仙台市が把握している住民の意向では、地区内の住宅653世帯のうち約96%に相当する629世帯が移転の意向を示しており、21世帯が現地での居住継続を望んでいるという状況でございました。

11ページをお開きください。嵩上げ道路に関する事実確認の結果でございます。「G-3」の意見にある陳情書につきましては、確かに、平成23年11月に住民団体から仙台市に要望がございまして、集団移転を推進しつつ本地区中央付近を縦断する形で嵩上げ道路を整備することにより、本地区への居住を可能にするよう求めるものであります。仙台市では、仙台港における津波対策は港湾機能を確保するために小規模なものに限定されてしまうため嵩上げ道路を建設したとしても北側からの浸水が防げないこと、嵩上げ道路と周辺道路にかなりの高低差が生じるために接続が困難であること、多額の事業費を要するが財源確保が困難であること、嵩上げ道路が本地区を分断する形になってしまうことを理由に、嵩上げ道路の建設は現実的ではないとしております。

9ページにお戻りいただきまして、「I-1 災害危険区域の解除」についての意見に対する事務局の見解について御説明いたします。これらの意見は、今回の意見書を提出された方々の一番の願いであり、災害危険区域を解除して住み続けられるようにしてほしいというものであります。しかしながら、災害危険区域は、建築基準法に基づきまして、仙台市が条例によって指定するものであり、土地区画整理事業計画の内容ではないため、本意見書採択の手続きによって解決することはできず、これらの意見を採択することはできないものと考えております。なお、津波防御施設の整備計画や津波シミュレーション結果を踏まえて、本地区を災害危険区域に指定した仙台市の判断は十分理解できるものであり、住民の理解もおおむね得られているものと考えておりますが、様々な事情から、なお現地再建を希望されている被災者の方々がいることも事実でありますので、今後とも、災害危険区域の指定について、丁寧な対応に努め、理解を求めていくべきものと考えてございます。

12ページをお開きください。「I-2 被災家屋の解体」についての意見であります。意見の要旨は、仙台市が行った被災家屋の解体には、住宅の建築ができなくなることを説明しないまま解体した、早期に自主的に解体した方がいたにもかかわらず後で市の要請に応じて解体した方は思っていた以上に査定されたなどの問題があった、というものであります。

事実関係といたしましては、仙台市は、震災の約2ヶ月後の平成23年5月から、被災によって住めなくなった家屋の解体費用の支援を開始しております。その後、9月に初めて本地区を災害危険区域に指定する方針を示し、12月に条例化されたという経緯であります。また、同年12月以降には、防災集団移転促進事業の制度の中で被災家屋の解体費も含めて補助できることとなっております。

事務局の見解ではありますが、市の補助制度やその説明に関する意見であり、土地区画整理事業計画に対する意見ではないため、当該意見を採択することはできないものと考えております。

次に、IIの都市計画に関する意見のうち、「II-1 土地区画整理事業の実施」についての意見について御説明いたします。意見の要旨は、震災直後から「集団移転しない」「土地売却しない」と言い続けてきた。命ある限り土地区画整理事業に反対する、事業をすることを認めるわけにはい

かないというものであります。

事実関係であります。本土地区画整理事業の目的は、集団移転後の跡地を整理集約し、業務系土地利用を前提とした道路などの都市基盤整備を行うこととあります。本地区において土地区画整理事業を行うことは、既に仙台市都市計画審議会での審議を経て都市計画決定された事項であります。

事務局の見解であります。土地区画整理法の規定により、そもそも事業計画は都市計画に整合するよう定めなければならないこととされており、既に都市計画で定められた事項については意見書を提出することはできないこととされております。土地区画整理事業そのものを行うべきでないという御意見はまさにこれに当たりますので、この意見を採択することはできないものと考えております。

13 ページをお開き願います。「Ⅱ－2 施行地区」についての御意見であります。意見の要旨は、B地区北側の地区外のエリアは、昭和50年代の区画整理では同じ地区だったのに、今回地区外となって減歩されないのは不公平であるというものであります。

事実関係といたしまして、まず、本事業の施行地区を設定する際の考え方でございます。本事業は移転跡地の整理集約を目的としておりますので、過去に区画整理が行われた区域であっても、住宅跡地が混在している区域は施行地区に含めているものであります。地区外としたエリアは被災前から住宅の建築が禁止されており、移転跡地の整理集約の必要がないため、施行地区に含めていないというものであります。なお、仙台市が都市計画決定した本事業の施行区域には、意見にある区域外のエリアは含まれてございません。

事務局の見解であります。事業計画において設定する施行地区は、土地区画整理法の規定により、都市計画決定された区域の中でしか定めることができないとされてございますので、意見書にある地区外エリアを施行地区に含めることはできないものであります。したがって、この意見を採択することはできないと考えてございます。

次に「Ⅱ－3 緑地」についての意見であります。意見の要旨は、現地に住み続けたい人達がいるのに、工業団地と住宅地の間に設置されていた緩衝緑地帯をなくし、蒲生干潟の隣接地に集約することに疑問を感じる、緑地帯には津波の際に人命や建物の流出を防止する役割もあるのだから、業務系の土地利用であっても緑地帯が必要ではないかというものであります。

事実関係であります。仙台市の緑地の配置の考え方につきましては、貞山堀跡地にある既存の緑地帯は文化財包蔵地でございますため極力現状を維持する、地区全体が業務系の土地利用となるため地区西側にあった緩衝緑地は廃止する、蒲生干潟の自然環境に配慮し干潟に隣接する堤防沿いに緑地を集約・配置するというものであります。これらの緑地の廃止・変更については、仙台市が既に都市計画決定を行っているところであります。また、意見は、津波防災のためにも緩衝緑地を残すべきとのこととありますが、仙台市は避難路や避難施設等の整備によって安全を確保していく計画であり、既存の緩衝緑地を津波防災緑地として残す予定はないとのことであります。

事務局の見解であります。緑地の配置につきましても既に都市計画で決定された事項でありますので、この意見を採択することはできないものと考えてございます。

次に、14 ページをお開き願います。「Ⅲ－1 民意調達」に関する意見であります。意見の要旨と

いたしましては、仙台市は住民の意見を何ひとつ聞き入れない、集団移転希望者だけの話を聞き、住み続けたい被災者の話を聞いていないというものであります。

事実関係であります。先ほどの説明のとおり、仙台市は、事業計画の素案、中間案、最終案と段階を踏んで、その都度住民と意見交換会を行いながら事業計画を策定しております。その過程で、都市計画道路の幅員や区画道路の配置、減歩率の軽減などについて住民の意見を計画に反映してございますが、現地再建を希望し災害危険区域の解除を求めている方々には理解が得られていない状況にあります。

事務局の見解でございますが、仙台市の民意調達の過程に特段の問題があったとは考えてございませんが、災害危険区域の指定に関して、今回意見書を提出された方々の理解が得られていないために、このような意見につながったものと考えてございます。今後とも、仙台市において、現地再建を望む方々に対し、丁寧な対応に努めていくべきと考えてございます。

次に「Ⅲ－２仙台市都市計画審議会の運営」についての意見であります。この意見は、仙台市都市計画審議会において、平成25年2月8日に本地区の土地区画整理事業の都市計画を審議した際の議事録に対し、様々な疑問点を10ページ以上にわたって指摘し、仙台市に回答を求める内容となっております。また、本日の審議会で充実した審議が行われるよう仙台市都市計画審議会の議事録を当審議会に提出してほしいとしております。この議事録は「参考資料（別冊3）」の11ページ以降に添付してございますが、当該意見は仙台市都市計画審議会の経過や運営に対する意見であり、本土地区区画整理事業計画に対するものではありませんので、これを採択することはできないものと考えてございます。

15ページをお開き願います。ここからが事業計画の内容に関する意見であります。まず、「増進」についての意見であります。意見の要旨は、区画整理をすれば土地の価値が上がるので減歩をするという説明だが、これから一生この場所に住んでいく人にとって土地の価値が上がっても何も効果はないというものであります。

事実関係であります。本地区における事業効果は、集団移転後の土地の整理集約や大街区化、幹線道路等の都市基盤の整備により業務系の土地利用の向上が図られ、新たな産業集積が促進されることにあります。また、地区内に住み続ける方々にとっても、区画道路の再整備により行き止まり道路が解消されるなど利便性や安全性が向上し、地区全体の排水施設の整備水準が向上するなどの効果が見込まれるわけであり。なお、地区内の土地の価値につきましては、整理前の平均単価が1㎡当たり26,900円であるのに対しまして、整理後は35,000円程度となる見込みであり、平均で1.3倍の増進が図られる計画であります。

事務局の見解であります。土地の価値の上昇に加えまして、道路の広幅員化や宅地の整形化など、現地に住み続けられる方々の土地も含め、地区内の土地には事業による一定の効果が見込まれる計画となっており、事業計画を修正すべき点はないものと考えております。

次に、「減歩」についての意見であります。「H－2」の意見は、企業誘致目的の事業について蒲生の被災者だけに事業費を負担させようとしていることは理不尽極まりないというものであります。

事実関係でございますが、本事業による平均減歩率は、公共用地を生み出すための減歩率といたしまして5.1%、保留地を生み出すための減歩率といたしまして9.21%、合計で14.31%とい

った計画であります。また、仙台市は、本事業の計画を定めるに当たりまして、最終案に至るまでの過程において、住民から減歩率の緩和を求める要望があったことを受け、道路や緑地の面積、配置を見直すことにより減歩率の緩和に取り組んでいることが認められます。本地区の事業計画では、住宅については安全な内陸部への移転を進めつつ、移転後の跡地と業務系の土地利用を行う土地を整理集約し、大街区化や幹線道路等の都市基盤の整備によって、地区内の土地は平均で30%の増進が見込まれる一方、平均で14.31%の減歩を行うという内容であります。

事務局の見解であります。減歩は土地区画整理事業による増進の範囲内で行われるものであり、また、減歩率を抑制する取組も行われていることから、減歩率を理由に事業計画を修正する必要はないものと考えてございます。

16ページをお開き願います。「I-1」の意見であります。地区中央の「B地区」に関するものであります。この地区は昭和50年代の区画整理で大幅な減歩が行われており、再度の減歩に不満であるというものであります。

事実関係であります。ここで「参考資料（別冊1）」の8ページを併せて御覧いただきたいと思えます。図の中央に薄紫色で表示した区域が仙台市の言う「B地区」であります。意見書で「B地区」としておられますのは、このうち幹線道路から北側の6つの街区のことです。市の調査によると、この地区では、被災前54件の事業者が立地しておりましたが、先月時点では、原位置で再開している事業者が8件、未再開で更地のままとなっている場所が12件、残りの34件は被災前と異なる形で何らかの土地利用がなされている状態でありました。これらの事業用地の中に住宅の跡地が点在している状況であります。昭和50年代の土地区画整理事業は、組合施行で行われました西原土地区画整理事業を指すものであります。「参考資料（別冊1）」の8ページを併せて御覧ください。上の図に青い色で当時の施行区域を記載してございますが、このエリアで区画整理が行われ、当時の減歩率は30.15%でありました。

事務局の見解であります。過去の区画整理とは置かれた状況も事業の目的も異なるものであり、今回の事業は、東日本大震災による津波の被害を受けた本地区において、移転跡地を含めた土地の整理集約と都市基盤の再整備によって健全な市街地の造成を図るために都市計画決定されたものであり、再度の減歩となることもやむを得ないと考えております。なお、過去に基盤整備が行われている地区では、従前の整備水準が高いという点に関しては、換地設計における土地評価の中で従前の整備水準が考慮され、公平性が保たれるというふうに考えてございます。

次に、「区画道路」についての意見でございます。「F-3」の意見は、住み続けたい人の中に、自宅前の道路がなくなるために換地を余儀なくされる方々がいる。多額の費用をかけて修繕したのに減歩・換地と追い打ちをかけられる。被災住民の人権を尊重してほしいというものであります。

事実関係であります。現地に住み続けたい方々につきましては、既存の住宅が移転対象となってしまいますと、災害危険区域に住宅を建て直すことができないため、地区外へ移転せざるを得なくなってしまいます。仙台市では、可能な限り住民の意向を反映した形で区画道路を配置した結果、住み続けたい21世帯のうち19世帯は移転の必要がなく、本事業で新設する道路を利用できる計画としております。ここで、「参考図面」の方の2ページを併せて御覧ください。ここに、どうしても移転が必要になる2世帯を水色で表示してございます。この2世帯につきましては、

幹線道路との高低差や交差点の形状から自宅前の道路を残すことができないために、どうしても移転対象となってしまおうということでもあります。

事務局の見解といたしましては、本事業における区画道路の配置は現地居住を希望する方々の意向に最大限配慮したものとなっております事業計画を修正する必要はないものの、やむを得ず移転対象となる2世帯には丁寧に説明を行い、理解を得ていくべきものと考えております。

17ページをお開き願いたいと思います。「D-3」は、何ひとつ不便を感じていないのに、区画整理によって逆に袋小路の道路ができたり、車庫の前の道路がなくなる方が心配であるというものであります。

まず事実関係であります。ここで、「参考図面」の1ページを併せて御覧ください。意見書で言う区画道路は地区の西側の「A地区」の区画道路を指していますが、御覧いただいているとおり、袋小路となるような区画道路はございません。「参考図面」の3ページの方を御覧ください。これは意見書を提出した方の御自宅の接道状況を示したものでございます。印刷が薄くて大変恐縮でございますけれども、現状ではL字型で行き止まりの区画道路に接してございましたけれども、整備後はこうした行き止まりも解消される計画となっております。

事務局の見解といたしましては、区画道路の配置は既存住宅への配慮や安全性の確保等を考慮されたものとなっております、事業計画の修正を要するような問題はないものと考えてございます。

同じ方から、「D-4」といたしまして、敷地の南側の一角に区画道路がかかり、御自宅の軒先とすれすれになるので何とかしてもらいたいという御意見をいただいております。

「参考図面」の4ページであります。ここに御自宅付近を拡大した図面を付けております。これを見ますと、確かに敷地の一角を区画道路がかすめる形となっております。本来であれば、換地設計の中で新たな区画道路に合わせた位置・形状となるように宅地を再配置いたしますが、本地区の場合は地区内での住宅の建て替えができませんので、仙台市では既存の建物を動かさないうまま、実施設計の中で区画道路の位置を調整することとしてございます。

事務局の見解であります。建物と区画道路の位置関係から、実施設計の中で対応していくことは十分可能と思われまますので、現時点で事業計画を修正する必要はないものと考えてございます。

以上で、意見書の要旨、事実関係、事務局の見解の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○森杉議長 はい、ありがとうございました。膨大な意見があつて、意見の整理は一応今の御説明の中で、前半部分は都市計画審議会で議論をすべき意見ではないということで整理してあります。それから後半部分、事業に直接関係する案件で、今回の我々の審議の対象とする格好で分けてあります。これを今から御審議いただくんですけども、課長さんのお話を復習しながら。この今日の資料でいきますと、「参考資料（別冊2）」の9ページから意見がずっと整理してありますね。それで、9ページから14ページまでは事業計画そのものではないから、これはここでの審議の対象ではないという見解ですよね。それ以後は、今度は事業計画の内容そのものですから、御審議いただきます。こういう形になっております。よろしいですね、そういう認識で。もちろん、そういうふうな格好になっておりますが、前半についてはここでの採択はできないと、はじめか

ら不採択にせざるを得ないという形のものでありますが、県が書き加えておられますように、附帯意見等で市に対して要望や御意見をお聞きいただくことは重要なことですので、ぜひともそのような格好での御審議をお願いしたい、こう思っております。当面、御自由に御意見、御発言をください。

○内海委員 今の議長の取扱いで私もいいと思います。そこで、この資料の中にあります仙台市の第181回と第184回の都市計画審議会で、その都度会長さんが議論のとりまとめをして、執行部に対してまとめのあいさつをしてるんですね。これらも非常に大切だと思うんですよ。

○森杉議長 それは何ページになりますか。

○内海委員 181回は52ページですね。184回は21ページです。ポイントは、これからの区画整理事業を進めていくことについて、181回については、地元の住民の方の生活再建や防災集団移転にもし乗らないとしたらどういうことがあるのか、乗っていただける条件は別途あるのか、そういうことも区画整理事業の中でぜひ展開してほしいと、こういうことを言っています。それから、184回では、これはまた進んだ時で、250戸残っていて150戸、115戸というような数字があると。そこで、最終の意見としては、そのほかの街路、被災街路の計画、公園や緑地の配置を総合的に考えて、居住と産業のバランスをどうとるかみたいなことが土地区画整理事業の中で大きな役割としてまた残っていくんじゃないかと思う。ぜひ残りたい方と土地を産業系に利用したい方、両方の意見をうまく聞けるような体制を作っていただければと思いますと、こういうふうにもまとめているんですね。私は、これは最もいいまとめ方だなと思っております。それらについて、仙台市は住民の意向、それから都市計画審議会の増田会長のまとめた点について、どのように対処してきたのか、まずポイントになるところをお聞きしたいんですけれども。

○森杉議長 わかりました。どうぞ。

○事務局（小野復興まちづくり部長） まず、今お話しのありました最初のところですが、今後の住み続けたいと希望される方への対応ということになりますと、仙台市としましては、とにかく命を守るために安全性を確保することが最優先だということについては、今後とも住み続けたいと希望される方に対しても、繰り返し御説明をして、御理解を得るという努力を続けていきたいというふうに考えていると。その上で、防災集団移転の事業といいますのは、平成27年度まで、今から約2年後を予定しておりますので、その間は事業の支援が受けられるということですので、それをできるだけ御利用していただくようにということで働きかけをしていきたいと思っております。その後の話になりますと、被災市街地復興土地区画整理事業、今回進めようとしている事業につきましては、居住者が地区外への移転をその後に希望した場合に、換地に代えて住宅を提供することができるという制度も用意されておりますけれども、仙台市では、今現在では防災集団移転と並行して区画整理を進めておりますので、現在の事業計画にこの制度は盛り込んでおりません。しかしながら、集団移転の事業が完了した後で区画整理事業を進める中

で、この制度の活用を希望するという方がいらっしゃれば、その状況に応じてこの制度の活用についても検討していく必要があるのではないかとこのように考えております。

それから、業務系の事業を進める中で居住系の方々への配慮といいますか、影響ということで今後どうしていくかということですが、今回の災害危険区域の指定をしましても、直ちに居住を禁止するという形にならない、いわゆる既存不適格という取扱いになりますので、事業完了後も一定の期間は業務系が中心の中に住宅が残っていくという状況が想定されております。この地区につきましては、これまでも準工業地域という指定の中で用途が混在した地区でございました。そのため、当面、地区西側の用途地域の変更というのは想定しておりませんので、事業によって住環境が今以上に損なわれるという状況にはならないというふうに考えております。加えて、先ほど事実関係確認の中でお話ししましたように、行き止まり道路が解消されたり、あるいは街区の形が整えられたり、雨水排水が整備されたりといった環境改善といった効果もございまして、さらにもう少し進んだ話になりますと、これは地域の方々の話し合いということにもなりますが、地区計画による建築のルールづくりといったことも考えられるかと思っております。それによりまして、もっと建てられる用途を絞りこんだりですか、あるいは建物の高さや離れ、こういったものを制限したりといったことによりまして、様々な住環境に関する工夫ということもできるのではないかと考えております。

○森杉議長 どうぞ。

○内海委員 この地区については、先ほど申し上げた閉上とは逆の内容になっていますけど、特に、後の利用についてもこれから検討したりとか、それから建築物については地区の皆さんのルールづくりをやっていけばいいんじゃないかというようなことや、あるいは防災集団移転が終わり、この事業を進めて出来上がった時に、活用については考え直すというふうに前向きに考え方を示していただいて、いい方向にはあると理解しますが、建築基準法で、この危険区域についてはリフォームであればいつまでも住み続けることは法律的にはできるんですよ。改築や増築はできないと、もちろん新築はできないという建築基準法の制限であって、本来的な私権を侵して住み続けたい人を絶対住ませないという法律ではないはずですね、この建築基準法による危険区域の指定は。ですから、そこらはある程度、このままでも住み続けたいという人については、説得することをダメだとは言いませんけど、これはそれなりに認められてしかるべきではないかというふうに思います。どうですか。

○事務局（小野復興まちづくり部長） この地区に住み続けたいというふうに希望される方については、全体の割合からすれば少ない数ではございますけれども、これまで様々な機会を通してお話ししてきた内容からしますと、この地区に対する愛着ですとか思い出というのがことのほか強い方が多いというふうに我々も感じております。そういった方に対して、なかなか他への移転といったところについて御理解を得るといのは非常に難しい部分もあるかと思っておりますけれども、基本的な考え方としまして、仙台市としては今後も「命を守る」ということを第一に、何度も申し上げておりますけれども、安全な地域への移転を働きかけ続けていくということで、ただ、考

えを実際に転換していただくというのにはかなりの時間を要するかもしれないというふうには考えております。

○森杉議長 はい。

○内海委員 その件はわかりました。ぜひ時間をかけても、話し合いを十分にしてお進めいただきたいと思っております。それから、ここの蒲生地域は、随分要望などにも出ているように、貴重な仙台市の自然環境が保たれている場所で、野鳥の飛来地でもあったり、あるいは魚介類の繁殖地であったり、汽水域の役割をこれまでもずっと果たしてきて、地域の方々のみならず仙台市の1つの財産だと思わうんですね。ただ、区画整理事業でこれをどうするという権限的なもの、法律的なものではなくても、やっぱり全体として蒲生干潟をどういうふうにしていくかと、どういうふうに残していくかということも、これは大きな、区画整理事業ということに矮小化しないで、市の貴重な財産として後世に引き継いでいくという役割もあるのではないかと。それについて根本的にどんなふうを考えていらっしゃるのか、お聞きします。

○森杉議長 お願いします。

○事務局（小野復興まちづくり部長） この蒲生干潟につきましては、震災の以前から、蒲生北部地区は海岸堤防で区切られておりました。今回海岸堤防については宮城県さんの方でやや直線化されるということになりますけれども、ほぼ同じ位置に復旧されるということになっておりますので、堤防を隔てた関係というのは変わりがないということで、区画整理事業を行うことで直接的な影響というのはほとんどないというふうには考えております。ただ、干潟の再生、これは重要な問題だと思っております。この状況につきましては国が定期的に調査を行っております。動植物の植生ですとか生息状況を確認しておりますけれども、それとともに仙台市の環境サイドでも当然重要視しております。宮城県さんとも連携しながら、専門家の方あるいはNPO団体、地域の方などの御意見もいろいろお聞きしながらモニタリング、定期的に観察を行っているところでございます。今後区画整理事業を進めていくにあたりまして、工事の中で蒲生干潟の再生に悪い影響を与えるということのないように、様々な方面と調整を図りながら対応していきたいというふうには考えております。

○森杉議長 はい、お願いします。

○内海委員 ありがとうございます。ぜひ河川管理者である県とか、あるいは環境省、自然保護団体の方、地域の方々と連携を密にして、なんとかこの誇るべき仙台市の蒲生干潟を後世に残して、環境が保たれるように努力を今後ともよろしく願いしておきます。以上です。

○森杉議長 ありがとうございます。どうぞ。

○牛尾委員 意見書についての本筋の議論ではないんですが、仙台市の都市計画審議会の議事録を拝見させていただいて、僭越かもしれませんが、都市計画審議会のやり方自体が非常に問題だと思うんですね。例えば、こちらの「参考資料（別冊3）」の62ページの大槻委員という方の発言なんですけど、「議事進行についてですが、委員3人が途中退席されましたが、後から来た方もいたからそれはそれでいいのですが、できるだけ皆さんの御意見を聞いて決定をしていく。少なくとも賛成なら賛成という意思表示をされてお帰りいただくならそれでいいのですが」云々というくだりがあります。ということは、委員の方々が本当に真摯に討論されたのかと、こういう議事録が残っているということは。大変申し訳ないんですけども、私どもの県の審議会は、閉上の件に関しましても、都市計画審議会の進行が遅らせたみたいなのは言われましたけれども、どれだけ案件に対して真摯に検討したか。それに比べて、大変申し訳ないんですけども、この蒲生は、決定の時にちゃんと意見書が出てますよね。2通の意見書ですけども、20件を超える意見が出ているわけです。それをきちんと委員の方が討議した議事が残っておりません。仙台市の説明しかありません。私はやっぱり、申し訳ないんですけども、都市計画審議会できちんともうちょっと議論された方が良かったのではなかったか、その点に対して皆さん御不満をお持ちになっているんじゃないかという気がいたしますが、市の御担当者はいかがでしょうか。

○事務局（高橋復興事業監） 復興事業局の高橋と申します。都市計画審議会の付議と議論につきましては議事録のとおりなんですが、我々の方でも運営上きちんとやっておりますし、委員の方々におきましても、一部こういう、捉えたところの部分の発言はあるのかもしれませんが、基本的にはきちんと審議されて結論に至っているというふうな状況でございます。

○牛尾委員 御担当者ははっきり言えないことはわかりますけれども、やはり都市計画審議会というのは、被災者の方々の生活のかかった重い案件を、特に大震災後は検討しなければならないということで、ちょっとひどいなど。ですから、附帯意見として、仙台市の都市計画審議会、市だけじゃなくて都市計画審議会の委員の皆様も、審議会のあり方の重さを考えて御検討していただきたいという気持ちでおります。

○森杉議長 今の御意見は、附帯意見としてはどうも付け難いと思いますので、御勘弁を願います。御意見ください。どうぞ。

○大山委員 先ほどの御発言に関連して、蒲生干潟についてなんですが、環境省でも「日本の重要な湿地500選」に選定されておまして、先ほどの御説明だと防潮堤によってそれほど変わらないというふうなこともありました。例えば、今回、直接土地区画整理事業ではないんですけども、参考資料として送られてきた御意見では、「このままの計画では干潟は消失し」とか「この度の防潮堤を直線化することで旧堤防付近に再生したヨシ群落などを完全に破壊します」や「干潟全体の自然再生計画の実現を前提とした様々な環境創造を推進するように求めます」と。それから「参考資料（別冊3）」の9ページでも、干潟が今回巨大な防潮堤の直線化されたものによって随分様相が変わるということはきちんと述べられておまして、これらは宮城県で「蒲生干潟

自然再生協議会」というのも作って、自然再生について、平成15年に自然再生推進法が出来まして、それに則って様々な活動が展開されてきたわけです。そういった蒲生干潟は、仙台市のみならず、県としての財産でもあるわけですので、そういったところももうちょっと前向きに自然再生という視点をどのように今後共生した都市計画であるかということも観点に置いていただければと思います。

○森杉議長 お願いします。

○事務局（櫻井都市計画課長） 委員おっしゃるとおりだと思っております。ただ今回の審議対象につきましては、まず計画決定をした事実に基づいてこの事業を審査していただいております。その与条件としてやはり、仙台市としては、県の河川管理者が示した法線を与条件としてまちづくりを展開している、これは事実であります。一方で、蒲生の干潟をこれからどうしていくかということは、我々の方の河川管理者にも問題が提起され、今回この意見書にも実は、そういった問題だからこそ意見書を提出した方々には、ここの俎上に上げるためには、法的に意見書たり得るために権利を有している者が意見書を提出してくださいという話も実はしました。そんな中で委員の皆様方それぞれに送られたような手紙にもなったというふうに思っております。県といたしましては、蒲生干潟は極めて重要だと思っておりますので、今後河川管理者あるいはわれわれ県、そしてまちづくり、あるいは地元の中でどういう決着があるのかということも、これまた事業を展開する中で進められていくものと思っております。ただ、しかし、今この絵は計画決定をしたこの絵柄の中でこの事業を展開しているという与条件でありますので、ある意味ちょっと割り切った言い方にはなっておりますけれども、この与条件の中で御審議いただければというのが事務局の考えであります。

○森杉議長 これは附帯意見というわけにもいきませんし、しかし強く要望しておきたいことですよ。特別にこの審議会で強い要望があったというのは議事録として残しておいて、その後の報告も求めたいところですね、可能ならば。そういうことはある程度可能なことですか。蒲生干潟は大変重要なものだと思っておりますけれども。

はい、どうぞ。

○事務局（櫻井都市計画課長） この都計審で逐次どのようになっていったかということをお報告することは全然問題ないと思っております。まず問題を投げかけられているのは、われわれ県、河川管理者として堤防を何とかできないかということも言われておりますので、その過程の中でどうするかというのは、当然県の河川管理者がまちづくり側とも協議をしなければならない案件でありますし、堤防法線を変えれば当然民地側にも入って、例えばそもそも土地利用ができる土地ができなくなっていくという、まちづくりにもかなり密接な関係があると思っておりますので、どちらかと言うと、県の河川管理者側がどう考え、どう土地利用をされる方々と、自然と都市とどう折り合いを付けるかというのは、まず河川管理者が考え、そして施行者である市さんと協議をしていくということになるかと思っておりますので、その過程も含めて御報告することは全く問題はな

いというふうを考えております。

○森杉議長　そうですか。ではそういう形でまずは報告をしていただきますよう検討してください。御意見どうぞ。審査についての御意見もください。もうありませんか。はい、どうぞ。

○佐々木（征）委員　今の蒲生干潟の問題がクローズアップされるんでありますけれども、実際に今回の区画整理には直接的な影響はないんですね。それは、ある意味で防潮堤も含めてこの区画整理事業の中で取り込もうと、用地も含めて。そういうことであれば、あるいは蒲生干潟の議論が妥当かと思うんでありますけれども、私自身はどうもこの区画整理の中で蒲生干潟をどうのこうのというのは、それは区画整理の外にある土地の問題ですから、あえてここで意見を附してという話まではいかないのではないのかなという思いをしているのであります。全体的にこの区画整理事業そのものの中で、残念ながらまだ21戸がまだ理解を得られていないという、その努力の形態は、仙台市の都市計画審議会があつたりして、そういう努力をされてきたというのは理解をするんでありますけれども、時間がないというよりも、これはもっと時間をかけてもいい議論ではないのかなと。できれば、この区画整理を成功させるためには、この21戸の皆さんに理解をいただくこと、そして実際に障害になっているのはさほど多くはないんですね、この段階でも。2戸、あるいは軒先がかかるという1戸を含めて、実際に問題になるのは3戸くらいじゃないのかなという感じで私は受け取ったんですが、それでいいんですか。ちょっとまだ、理解が足りない分があるんですが。

○森杉議長　はい、どうぞ。

○事務局（小野復興まちづくり部長）　住み続けることを希望されている方、今おっしゃられた21戸のうち19戸の方については現地でそのままお住まいいただけると、移転をしなくても済むと。残念ながら2戸の方については、先ほど理由も含めて御説明しましたがけれども、移転をお願いしなければならないという状況でございます。

○森杉議長　はい、お願いします。

○佐々木（征）委員　そうすると、2戸の人の移転をお願いするということであれば、その区画整理の中で移転をお願いしていくと。経費的なものも含めて、この区画整理の中でやれるんですね。

○事務局（小野復興まちづくり部長）　それについては、移転をお願いする方の選択になるかと思えます。従来からお話ししましたように、防災集団移転促進事業による支援、それから区画整理事業の中での移転補償というところと両方、どちらも選択できるという状況になっておりますので、単純に新たに地区外に住宅を再建されるということであれば、防災集団移転の支援というの

は非常に手厚い支援になっておりますので、そちらをお使いいただいた方が非常に有利かなと思っておりますけれども、一方で、お住まいは他で御自分でお探しになられて、残った土地を別な形で利活用されるという方については、区画整理事業にその部分で御参加していただいて、その後の土地利用を考えていただくと。ですので、これからどのような方向がいいかということについて、よくお話し合いをしていきたいというふうに考えております。

○森杉議長 はい、お願いします。

○佐々木（征）委員 時間がない中で、そういう議論がまだあるというふうに理解をするんですが、それでいいですか。

○事務局（小野復興まちづくり部長） 今、御説明したのは、区画整理事業を進める中で十分お話し合いが可能かと思っておりますので、実際にこれから換地設計をして、道路を整備したり、移転をしたりというのになりますとまだ何年か先ということになりますから、時間的な余裕という意味では、そういった時間を活用してお話し合いをしていきたいというふうに思っております。

○森杉議長 はい。

○佐々木（征）委員 ぜひ、そういう努力はまだできるんだなということを理解いたしましたので、お願いしたいと思います。それで、蒲生干潟の問題は、どうも納得がいけないというのは、この区画整理の都市計画審議会の中で、ここの区画整理の中で取り上げて議論するというよりも、やっぱり防潮堤の問題がまずありきでございますので、それは防潮堤が区画整理区域の中でやっていることではないので、もっともっと、そっちサイドでの議論があつてしかるべきではないのかなと思うんですが、これはただ、私の個人的な意見も含めてでございますので、どうぞ御議論いただければと思います。

○森杉議長 おっしゃるとおりです。ここでは議論いたしません。先ほどお願いしたのは、その防潮堤を含め蒲生干潟の保全事業に関して「報告をしてください」という格好のことでお願いした形です。ここでは議論いたしません。おっしゃるとおりでございます。

はい、御意見を賜りたいと思います。ありませんか。

〔「なし」と発言する者あり〕

○森杉議長 それでは、県の原案は、すべての案件に関しまして、まず9ページから14ページまで、これについては区画整理事業以外のことに関する御意見ですので、ここでは審議することはできませんということで、これは一応不採択という格好で処理させていただきます。この点はまずよろしゅうございますか。

〔「はい」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 それでは、特にこの件に関しまして附帯意見を付けたいという御希望はございますか。

〔「なし」と発言する者あり〕

○森杉議長 よろしいですか、ここは。それでは、前半の14ページまでにつきましては、不採択という形で議決をさせていただきます。

それから、今度は、15ページからは事業計画そのものについての御意見でありますので、採択又は不採択の選択があります。ここでありましたことは、区画整理の換地等に関する御意見と、先ほどおっしゃった移転を伴うことになる方々の問題点であります。原案としては、いずれもある程度、ぜひとも市の方での対応をお願いしつつ、この意見書を採択することによって事業そのものを変更するというほどのことではないので、ここも不採択にさせていただくという形がここでの原案であります。それで、先ほどからの皆さんの御意見も、不採択という御意見がいいんではないかというふうに私は受け取りました。いかがでしょうか。事業計画の内容そのものについての御意見も一応不採択とさせていただきます。よろしゅうございますか。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 特に、附帯意見として附けたいという御意見はございませんか。

よろしゅうございますか。先ほどの市の方の御意見は、十分な時間と対応ができるというふうなお話してございましたので、ぜひとも信頼して、お願いしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか、それで。

〔「異議なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 それでは、ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、御異議ないものと認めまして、採択すべきでない、そういうふういたします。

#### 4 その他

○森杉議長 これで本日予定していました審議案件はすべて終了しました。何かございますか。よろしゅうございますか。

〔「なし」と発言する者多数あり〕

○森杉議長 事務局の方ありますか。よろしゅうございますか。

それでは、本日の会議を終了いたします。御協力、御審議ありがとうございました。

## 5 閉 会

○事務局（槇総括） 長時間の御審議，ありがとうございました。以上をもちまして，第170回都市計画審議会を終了いたします。

午後4時30分閉会